

## 岩本千綱の『暹羅老撾安南三国探検実記』をめぐって： 探検の背景と実記の質

村嶋英治<sup>†</sup>

### On Iwamoto Chizuna's “True Record of Exploration in Siam, Laos and Annan”: Background and Quality of his Work

Eiji Murashima

Iwamoto Chizuna (1858–1920, a retired first lieutenant of the Japanese Army) and Yamamoto Shinsuke (1872?–1897, an expert of Thai language) made an expedition from Bangkok to Hanoi mainly on foot from 20<sup>th</sup> December 1896 to 9<sup>th</sup> April 1897. In their adventure travel both of them clothed in yellow robes of Theravada monk. Iwamoto published a book entitled “True Record of Exploration in Siam, Laos and Annan” in the end of August, 1897. Recently his publication is attracting attention among readers interested in Japanese adventures of the old times. However, there exist no in-depth studies on the background of his exploration and the quality of his publication. In this article the author attempts to examine the following questions, whether Iwamoto made this trip as a military detective of Japanese Army or not, whether it is possible to consider Iwamoto as a genuine Theravada monk or not. Also the author points out more than half of place names in Iwamoto's publication were different from correct Thai pronunciation and there are many misprints because of poor editing and proofreading.

#### はじめに

『暹羅老撾安南三国探検実記』(博文館、東京、1897年8月30日発行、以下三国探検実記と略す)は、岩本千綱<sup>1</sup> (1858–1920)の著作の中で、現在最も広く知られているものである。

三国探検実記は、岩本千綱と山本鋳介(名古屋市出身、1888年3月プラーヤー・パーサコーラウォンに同行して来タイ、長期間在タイしてタイ語に通じる。1897年4月21日にハノイで、26歳で客死)の二人が、僧形で1896年12月20日にバンコクを出発し、97年4月9日にハノイに到着するまでの111日間の記録である。

三国探検実記は刊行後間もなくして、同書も著者岩本の名も、日本社会から忘却されてしまったようである。岩本の名が、紙上を賑わしたのは、1940年代前半の日本軍の南進時代である。1943年9月に、堀場正夫の「東亜の先覚者」という解説付で、三宝書院が三国探検実記を復刊した。同時期には、岩本千綱の名をタイトルに掲げた唯一の伝記であると思われる、住江明『南進の偉人、岩本千

---

<sup>†</sup> 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授

<sup>1</sup> 岩本千綱の経歴に関しては、村嶋英治「1890年代に於ける岩本千綱の冒険的タイ事業：渡タイ(シャム)前の経歴と移民事業を中心に(上)」、『アジア太平洋討究』26号、2016年3月、157–223頁参照

綱』（室戸書房、1943年）も刊行された。住江については、高知県在住の小学校教師でアマチュア詩人、同県出身の山下奉文と岩本千綱の伝記を書いたということしか判らない。住江は同郷の利点を活かして、岩本に関する資料を発掘したのではないかという期待が生じるが、読んでみると全くの期待外れで、内容に新味はない。

岩本千綱と三国探検実記が、2度目の脚光を浴びたのは、植村直己などの冒険が日本のマスコミを賑わした1980年代である。戦時中は岩本の南進性が注目されたが、今度は、明治人岩本の冒険、探検に焦点が当てられた。

紀田順一郎が『生涯を賭けた一冊』（新潮社、1982年）で、「初期探検家の栄光と挫折、岩本千綱『三国探検実記』（同書33-58頁）を取り上げた。紀田は、ほぼ同一文章を、自著『名著の伝記』（東京堂出版、1988年）および『紀田順一郎著作集、第6巻』（三一書房、1997年）に再録している。但し、この3点を通して解説は平凡で、参考になるほどの新事実は含まれていない。

同じく1982年には、『人はなぜ旅をするのか 第八巻 残された空白への挑戦（1894～1920）』（日本交通公社出版事業局、1982年）の112-128頁に、あまり正確とは言えない解説を付して三国探検実記の要約が掲載された。

1988年には、1897年版の三国探検実記そのものが、『明治シルクロード探検紀行文集成第13巻』（ゆまに書房、1988年）として復刻された。復刻版は、オリジナルと同一であるから、原本が読みたい読者には便利である。但し、解説は何ら付されていない。

更に1989年11月には、中公文庫の一冊として、『シャム・ラオス・安南三国探検実記』が、金子民雄の解説付きで発行された。この文庫版は、難読漢字を減らし、句読点も付すなど読みやすくなった利点はあるが、一方で著者である岩本の用語を尊重せず、注記もないまま別の意味の語に変更している箇所も僅かとはいえ存在する<sup>2</sup>ので注意が必要である。また、金子の解説には、1980年代のタイの地理や事情に少しでも通じた人なら誰でも首をかしげざるを得ないことが書かれている。例えば、「ここ [コーラート]<sup>3</sup> からほぼ真北のメコン河畔のノンカイまでの間に見える、大きな町チャナボット、マクヘンもいまは地図には見えない」（同書207頁）、「この十年間に限っても [即ち、1980年代]、私 [金子] のタイ内陸部の旅はざっと数万キロに及ぶはずであるが、私の乏しい体験からしても、ジャングルや草原地帯ではいつも水不足で苦しめられた。森林地帯は減ったとはいえ、幾日も人に会わないことも珍しくなく、…」(同書208頁)、と。筆者も30歳代の1980年代には、10万キロ近くはタイの田舎を旅したはずだが、水不足で苦しめられたり、何日どころか数時間も人に会わなかった経験などは一回もないし、チャナボット（正しい発音はチョンナボット）に至っては、1975年2月の東北タイ初旅行で通過して以来、何度も立ち寄った。この地名を欠いたタイの地図帳を探す方が難しいだろう。

1990年には、岩本千綱のひ孫に当たるという大坪治子（はるこ）の論考、『暹羅老撾安南三国探検実記』岩本千綱の身边（新人物往来社『歴史研究』、第351号、1990年7月号、58-64頁）が刊行された。大坪はの中で、「この旅 [三国探検] はアジア情勢把握のため陸軍上層部よりの特命であったと考えられる」という説を提起した。

<sup>2</sup> 一例を挙げれば、原書の「土人」は、中公文庫では全て「村人」に置き換えられている。両者の意味は同一ではない。

<sup>3</sup> 本稿において引用文中 [ ] 内の挿入部分は、筆者による追加、注記、訂正等である。

本年は1897年に三国探検実記が刊行されてのち、120年目に当たる。近年、本書は、明治期の探検物として、復刻、現代語訳、一部抜粋や要約での紹介、あるいは引用などによって、比較的良好に知られている。しかし、探検の背景や、『三国探検実記』の実記としての質について、同時代の日本側タイ側資料を利用して検証を加えた、解説の存在は寡聞にして知らない。

本稿では、岩本千綱の三国探検の背景として、①大坪治子が提起した、岩本は日本陸軍の軍事探偵であったという説の真偽、ついで②僧形で探検した岩本は上座部仏教の出家者と見做すことができるか否かを中心として考察し、続いて③三国探検実記の記述内容を筆者が比較的能く検証することができる、三国探検実記の暹羅部分（なかでもバンコクからコーラートまでの旅）の記述に限って、実記としての記述の正確さ、あるいは出版物としての品質（編集、校正等）について検討を加える。

## I. 三国探検の背景

### 1. 岩本千綱の記す三国探検の背景

岩本は『暹羅老撾安南三国探検実記』の緒言を次のように始めている。

余は明治廿九〔1896〕年十二月廿日山本銀介氏と俱に暹羅国磐谷府を発し翌三十年四月九日安南国東京（トンキン）河内（ハノイ）府に出でたり此行通過せしは暹羅、老撾、安南三国跋涉せし山河は無慮一千二百七哩〔約1942キロ〕為めに一百十一日の日子を費しぬ

由来此地方は日本人の足跡未だ到らざるのみならず欧州人の稀に旅行する者あるも数十人の護衛兵を随へ天幕、糧食其他の日用品を携帯するを以て例とせり蓋し猛獣、毒蛇の害は言を待たず群盜昼出でて人を殺し時に森林悪熱〔マラリア〕猖獗を極め、命を殞（おと）すもの十中八九なるを常とすれば勢ひ之れが防禦法を講ぜざる可からざればなり而して翻（かへ）つて余等が此難境苦域を通過せし情態如何を顧れば身に寸鉄を帯びず囊に一錢を貯へず純然たる二個の乞食坊主に過ぎざりし謂（おも）ふに世人は此行を評して或は無謀なりと笑ひ或は山師なりと嘲るものあらん然れ共今日に於て余は之を弁するの必要を見ず茲に聊か此行を想ひ起せし顛末を述ん<sup>4</sup>

続いて、岩本は生い立ち、陸軍将校を辞した経緯、来タイ後の経験、殖民事業の失敗、領事館設置運動などを述べている。更に続けて、ビジネス志向から三国探検に転じた動機、同行者、資金、準備などについて次のように述べている。

同年〔1896〕東京の某々氏等暹羅国と貿易を開かんとし余をして其事に与らしむ仍（よつ）て余は東道主人となり主任者某氏〔馬場新八<sup>5</sup>〕と共に磐谷に到る事成るに垂（なんな）んとして余

<sup>4</sup> 岩本千綱『暹羅老撾安南三国探検実記』、博文館、東京、1897年8月30日発行、1-2頁

<sup>5</sup> 馬場新八（1852-1922?、米沢藩出身）。アジア歴史資料センターのサイトで、馬場新八を検索すれば67もの文書がヒットする。その中で時代的に最も新しい文書「恩給1（1）」（レファレンスコードC06091165200）は、1897年12月末に予備役に編入された馬場が、98年1月9日付で海軍大臣侯爵西郷従道に宛てた恩給下賜請求文書であり、それには詳しい履歴書も付されている。

履歴書によれば馬場は嘉永5（1852）年1月8日に生まれ、1871年9月に海軍兵学寮へ入寮、75年10月同校を卒業と同時に海軍機関士補に任官、77年4月17日には軽気球製造掛を申し付けられた。同年5月21日、彼は軽気球に試乗、空中に浮揚した最初の日本人となった。彼の出身地米沢の記念誌は次のように記している。

「明治四～六年に海軍兵学寮に入った米沢出身者は、馬場新八（造船少佐）、石原忠俊（少佐）、大瀧新十郎・高津精二郎（病氣退寮）、下條於菟丸（少将）の五名である。馬場新八は明治三年に上京して鳴門義民の英学塾で英語・数学を中心に修学後兵学寮に合格、明治十年五月、日本で初めて軽気球の飛揚に成功し後世にその名を残している」（『米沢百年：市制百周年記念誌』、1989年、米沢市制百周年記念事業実行委員会、4頁）。

は某氏〔馬場新八〕等との間に意見の衝突を来し其結果終に相互の関係を絶つに到り随て計画亦た敗る

於是か静思黙考謂（おもへ）らく従来余が為し来りしものは毎（つね）に其長所を棄てて短所にのみ走りしを以て屢々企て屢々敗れ事終に此に到る之れ予め期する所にして又た誰をか恨みむ一に余が所為の方向を變ずるに坐するのみ眼を放てば今や東方の形勢益々切迫し来り就中暹羅の国歩日々艱難に陥る而して此の国の存亡は東方の大勢に関する所実に勘からず然れども未だ一人の実践上之に対する方策を講ずるものあるを聞かず余は素より熟知す殖民の事業商業の計画は疎放余が如き者の能く為す所にあらず加〔し〕かず将来余は得意の点に向て運動せんにはと心終に此に決し先づ進んで暹羅の内地に入り此国に重大なる関係ある北方仏蘭西新殖民地老撾を跋涉して転じて東方安南東京（トンキン）に向ひ到る所の人情風俗地理宗教其他万般の実況を視察し一は以て自ら資すると共に同感者の参考に供する所ろあらむと胸中の画策已に成れども只だ之に要する資金の出所なきに苦しみしが百方熟慮の末終に意を決して湄南〔メナム〕河畔のバンケラ寺に投じ髪を剃て僧と成る蓋し余が今回跋涉せんとする地方の人民は何れも大に仏教を尊信し僧侶を遇する甚だ厚く苟も僧籍に身を投ずるものは托鉢によつて旅行を為し且つ盜賊等の危害を避るを得る事を知ればなり

同行者山本銀介氏は名古屋の人明治廿年（ママ）始めて暹羅国に遊び同国貴族学校に入り専ら文学言語を学ぶ方今日本人中暹羅の人情風俗に通曉し其言語に習熟するもの蓋し氏を以て第一となす氏会々（たまたま）余が遠征の企てあるを聞き進んで其行を俱にせんとす蓋し氏は日本東京に在るの日榎本子爵北澤正誠氏等より高岳法親王の御遺跡搜索の依托を受けたる事あれば其事跡を知るの便を得んとしたるものにして余亦た日本臣民の本分として相共に極力搜索に従事する事

---

上記履歴書及び内閣官報局『職員録』によって、その後の馬場の経歴を追ってみると、77年6月に海軍少機関士（少尉レベル）に昇進したのち、技術将校として順調に出世し、機関学校教授なども勤め、87年12月末には海軍少技監（少佐レベル）に昇進、同時に艦政局機関課僚（課次長）に補せられた。89年5月には横須賀鎮守府造船部製造科主幹、加えて同年6月には海軍技術会議議員にも補せられ海軍造船工学校長を兼任。93年5月まで丸4年間これらの職にあった。93年5月には鎮守府条例改正により、本務は横須賀鎮守府造船部造船材料倉庫主管に変更、海軍技術会議議員と造船工学校長（93年末に造船工学校は廃止され技手練習所長に）の兼務は継続した。しかし、どうした訳か95年10月14日付けでこの3職とも解任された。96年2月には慢性関節リウマチで15週間病休していることから見て、体調不良が原因だと思われる。96年4月には海軍武官官階改正により、肩書きは海軍造船少監と変更されたが、実質的な仕事はなく、9月29日付けで、多関節リウマチの診断書を付して「小官儀病氣之処別紙診断書に因り暹羅國磐谷府に転地養療仕度往復日数三十日滞在日数三週間に候間御認可相成度此段奉願候也」という転地養療願を海軍大臣に提出し、10月1日付で許可された。そこで、10月3日にバンコク行きの旅券を得たのである。

このような経歴の馬場新八が、どうして岩本の日運貿易社に加わることになったのであろうか。それを記した文献は見当たらない。馬場は、資産家とは思えない。馬場と岩本を結びつけたものは、海軍造船関係の重要ポストに8年近く在職した馬場の経歴が関係ありそうである。軍艦建造には、チーク材が不可欠であったが、岩本の日運貿易社は、馬場の海軍造船部とのコネを使って、タイ産チーク材の注文を取るのみならず、海軍からの前払金をも得てこれを事業資金に充てようと目論んだのではないだろうか。1896年12月に岩本が三国探検に出発するに際しての告別の辞に「余〔岩本〕は今回馬場氏と意見を異にし日運貿易社との関係を絶ち」と書いているように、同社は早々と空中分解してしまった。拙稿「バンコクにおける日本人商業の起源：名古屋紳商（野々垣直次郎、長坂多門）のタイ進出」、『アジア太平洋討究』第24号（2015年3月）、41頁の「バンコクの日本商店一覧」に示したように、日運貿易社は、96年11月に開店し1ヶ月で閉店している。

何故、岩本と馬場新八は対立し、同社は早々と失敗に帰ってしまったのだろうか。原因は馬場にあったのではなく、岩本にあったように思われる。馬場が、バンコクで露見した岩本の杜撰さ、大法螺に愛想を尽かしたように思われるのである。岩本は日本でタイ事情に精通しているだけでなく、タイの有力官僚貴族に協力者や出資者がいることを売り物にしていたのに、実際にバンコクに着いて見ると、協力者は現れず、会社設立準備も何ら具体的な進展を見せなかったということが真相ではないだろうか。



を約し氏は余と同じく僧侶となれり

余は北進の途に上るに先づ余が第一の恩人たる農商務大臣陸軍中将スリサクヂーモントリ〔スラサクモントリー〕侯に問ふに此行に対する侯の意見を以てす蓋し侯は嘗て老撾の土寇〔ホー〕を征し五ヶ年間に該地方の各所に転戦し頗る其地理風俗等を詳知すると余が従来暹羅に於て為せし仕事は悉く侯の指教を乞ひしとを以てなり然るに侯は大に此挙を賛し懇切に指導する処ありしが又た行路の危難を慮て曰ふ此の道中たるや数十人の護衛と万般の準備とを整へて行くにあらざれば種々の危険を脱（のが）れ難し然るに今や足下等は身に寸鉄を帯びず同行纔に二人を以て此途に上らむとす其危険固より知るべきなり恐らくは足下等未だ暹羅国境を超へざるの前に於て命を殞（おと）すに到らん去足下等強て之を為さんと欲すれば文部大臣寺院局長バスカラウヤングス〔パーサコーラウォン〕侯に乞ひ沿道の各寺院に告示書を発せしめ行途の便を計るを上策とすと余等謹で其教に従ひ去て寺院局長バ侯を訪ひ備（つぶ）さに語るに余等が希望を以てす侯曰く余は能く足下等を知るものにして又た其挙を賛す然りと雖も僧侶として旅行するには一通りの読経儀式位は知らざる可からず否（しか）らざれば余は寺院局長の職務上告示書を出し難し若し是非共足下等の志を遂げたくば幸に余に属する寺院〔ワット・ブラユーン〕あれば三四ヶ月間之に滞在し僧務を修めて然る后出発する方得策ならむと余等此に到り頗る困却せしも侯の性質は兼て知る所にして懇請の到底徒勞に属するは明なれば心竊（ひそか）に決する所あり陽に諾して其場を去り翌二十日〔1896年12月20日〕一封の書を侯に残し突然磐谷府を發足し此に千里遠征の途を開けり

余等磐谷を發足するに際し行李として携帯せしは

鉄鉢一個、毛布一枚、蝙蝠傘一本、キニーネコロタエン各一瓶、宝丹一個、磁針器一個、地図一葉 及び日記用の紙筆墨のみ<sup>6</sup>

<sup>6</sup> 岩本前掲書、5-8頁。なお、朝日新聞1897年1月10日号に掲載された、岩本の「告別の辞」（下記）も大体同内容である。冒険的遠征 久しく暹羅事業に力を致し今日まで九年間（ママ）兩國の間を往復する九回（ママ）に及びしといへる夫（か）の岩本千綱氏は今度冒険的遠征を試みんとて其發するに臨み在磐谷府の日本人に対し告別せし辞は以て其意の在る所を見るに足れり即ち左に出す

告別の辞 於磐谷 岩本千綱

諸君余は素と南海の頑夫嘗て陸軍を辞し暹羅の事に従ひしより茲に九年此間屢事を企て敗れ或は無鉄砲と嘲られ或は山師詐偽師と罵られ四面楚歌聲裡に埋没せらると雖も独り自ら信じ緘黙して人の評に任せしは諸君の熟知する所なり

然るに我が帝国は第九議會に於て暹羅国へ領事館設置の建議を可決し今や進んで兩國通商条約の商議を開けりと聞く謂〔おも〕ふに其完成を見る亦遠きにあらざるべし況や近者日本の政事家実業家頗る此国に着目するに至れるに於てをや於是乎我れの此国に対する事業は建設的に傾き来り吾が事殆んど畢れり殊に余は今回馬場〔新八〕氏と意見を異にし日暹貿易会社との関係を絶ちたれば彌以て閑散の身となれり

由来暹羅に来る日本人を見るに足磐谷府外百里の地を踏まずして喋々全国の形勢を説く是所謂盲者鼎の一足を探りて其全形を評するが如し杜撰も亦甚しといふべし

乃ち余は此無用の身を以て有用の業に充てて是より冒険探検的を試みんとす其目的次の如し蓋し暹羅に重大の関係ある隣邦安南、緬甸、支那の地方を探検する決して無用ならずと信ずればなり

第一 暹羅国の属邦たる北方老撾〔ラオス〕に入り詳密に之を探検し久しく此地に留るか

第二 老撾大体の探検をなし西の国境を越え英領緬甸に入り転じて支那の雲南貴州二省を経て重慶に出で揚子江沿岸を下り漢口より上海に到り海に航して日本に帰るか

第三 老撾より東の方国境を越え仏領安南に入り転じて支那の広西江西二省を経て南京に出で上海に到り海に航するか

余は此の如き目的を予定す聞く老撾は地味豊饒居民勇健人口二百万を有し稱して北方の宝庫と云ふ東は安南に接し西は緬甸に連り北雲南に疆〔さかい〕し当首府磐谷を距ること八百里其間深山幽谷道も險惡にして人跡未到の処多く甚し

## 2. 宮崎滔天の記す三国探検の背景

岩本千綱・山本鋳介の三国探検の背景を語ったものとしては、上述の岩本自身のものの外に、宮崎滔天が南蛮鉄の筆名で、国民新聞 1897 年 2 月 3 日号に載せた、以下の「磐谷雑話（二）」がある。

### 新来の日本紳士

昨年〔1896 年〕は暹羅に取つては実に好望なる年にて従来未だ曾て其例なき程の紳士は来遊せられたり 此れ唯在留日本人の名誉たる而已ならず実に日暹両国間の将来に於ける好運の先駆とこそ言ふ可し 其人を誰とかなす 一つを独逸林学博士代議士中村弥六君となし他を海軍少佐馬場新八君となす

中村弥六君<sup>7</sup>は昨年十二月（ママ）馬場新八君と船を同ふして来り磐谷第一等の旅館なるオリエンタル・ホテルに投宿せらる 其目的は軍艦材買入の為めなりと注せられたれども漫に商用の為め而已ならず大に其他にも又意味ありしことは我輩が推察する処なり 氏は先づ磐谷に於ける各国公使領事を訪問して其暹羅に対するの意向を伺ひ而して後に暹羅の現大臣を歴問して談ずる処ありしものの如し 其何事を談じ何等の観察を遂げて帰国したるや是我輩原（もと）より窺知する処にあらざれども兎に角日本の代議士として政治家としての位地信用は十分保持して帰国せられたることは疑を容る可からざるが如し 其材木買入契約の一条よりして裁判沙汰となりたるが如きは或ひは是を八ヶ間敷論ずるものあらんなれども原より左様に氏の位地と信用とを損ずるに足らざるが如し

馬場新八氏は岩本千綱氏を嚮導として来り五十万円を以て組織せられたる日暹貿易商会〔正しくは日暹貿易会社〕の代表者として吹聴せらる 其着暹則下の運動に至つては敏捷活発大に好況を呈し来りしと雖も 中頃岩本と馬場の間に利害感情の衝突を生じ 其上偏癡狭量なる在留日本人の私意的妨害に逢ふて殆んど補綴弥縫す可からざるの醜体を暴露せり 其事情由来を一々細々と説明するの要なき而已ならず 是をなせば他の私行を摘発するの鄙に陥るを以て今是を言はず併し中村氏の成効と馬場氏の失敗を以て合せて是を差引勘定すれば暹羅人の日本人に対する感情に於ては寧ろ得る処多くして失ふ所少からんと思はる 語り幾分の益ありしや疑なし

### 岩本千綱山本鋳介二氏僧となつて千里の遠行を企つ

二氏世を棄てて僧となる 其由縁相同じからず 岩本氏は事業に失敗したるが為めにして山本

---

きは樵徑〔きこりみち〕だ路通ぜず行々樹木荆棘を斬伐して纔に自から路を開かざるべからず加ふるに激烈なる深林熱は毎〔つね〕に人を襲ひ一たび之に触るれば十中の八九必ず命を隕〔おと〕すと独り此無形の勁敵のみならず虎豹犀象の族毒蛇悪虫の類白昼道に横りて行人を害し群盜亦往々人を殺し財を奪ふ故に人の此地を過ぐるもの必ず数十人相集りて隊を作し薬品を携へ武器を帯び尚且つ飲水糧食を備ふるにあらざれば寸歩も進む能はずと云ふ

此く危険極まる地方を跋涉すべき余は如何なる準備ある暴虎馮河の勇を好むにあらざると雖も赤貧為す所を得ざるを以て方便上髪を削り僧となり一衣一鉢の他に携ふるもの次の如し

毛布一枚 蝙蝠傘一本 薬品若干 紙筆類 地図 磁針

身に寸鉄を帯びず囊に一銭なし行々食を乞ふて此危険なる四千余里の長程に上る瘴癘と戦ひ炎熱互寒と戦ひ猛獸毒蛇と戦ひ飢餓疲労と戦はざるべからず生命の危きこと風前の灯火の如し狂骨を山野に曝すに至るは予め期する所なり若し夫れ幸に恙なく上海に達し海を越えて我が帝京に入るを得ば更に磐谷に來りて諸君と旧盟を尋〔つ〕き厚誼に酬いん然れども此れ実に万一を僥倖するものにして此一会永訣とならんも亦未だ知るべからず諸君請ふ國家の為に自愛せられよ

<sup>7</sup> 中村弥六（1855-1922）は衆議院議員で、当時深川で東京木材株式会社を経営していた。1896 年 10 月 12 日に日本を發つて訪タイし、同年 12 月 20 日頃帰京した。彼のタイでの觀察に、中村弥六「暹羅の視察」『太陽』第 3 卷 5 号、1897 年 3 月 5 日号）がある。中村の訪タイについて、詳しくは、拙稿「バンコクの日本人（64）」（泰国日本人会『クルンテープ』2015 年 11 月号）参照

氏は失恋の人となり世を果なみて斯くは発心したるなり

岩本氏が落髪して僧となりしは已に暹羅と云ふことに断念したるなり 已に暹羅に断念したりとすれば我が農商務大臣〔スラサック〕より受けし浅からぬ知遇に対しては何を以て是を酬ゆる可か 幾千の金員を与へて殖民の事業を計設せしめたるスリサック〔スラサック〕侯に対しては何を以て其責を逃（のが）る可きか 氏は如何にもして捲土重来の策を建てて前敗を償ふに足る丈けの事業を挙げざる可からざりし也 是を以て苦心経営して終に五十万円の資本を以て日暹貿易商会（ママ）なるものを組成せり 我輩は日暹貿易の爲め又日本人の信用の爲めに此業の成效を祈りたり 而も惜む 禍（わざはい）終に墻（かき）の内に起り岩本氏をして起つて自ら將に成效の緒に就かんとするものを破壊せしむるに至る 已に破壊せらる 馬場氏は匆々帰国の途に就く 岩本氏は如何に我身を処す可きか 歸らんか氏將〔は〕た何の面目あつて日本に歸る可き留まらんか何の面目あつて暹羅に留まつてスリサック侯に見（みま）へ在留日本人に対せんや 是に於て氏は断然決して寺院に入り髪を剃り眉を落し法衣を着けて仏界の人となれり 是れ氏が暹羅の恩人に対し日本の知己に対するの申訳なり謝罪なり 今に於て氏の失行を列举して世間に暴露するが如きは是屍に鞭つゝの類なり 我等は寧ろ其人の無情冷血無神経を憐まんと欲す

山本の出家は甚風流なり小説的なり 今其以為（ママ）を語らんに天草出来の醜業婦にお鶴とやら云ふ女あり 丈短く鼻低く口大に前額突出して色黒けれども磐谷四十人の醜業婦中にて第一の美人として名声甚だ喧し 山本此女に恋愛の情浅からず屢々足を運び文を以て心情を訴ゆれば彼亦大に意あるが如き有様にて一時は山本も大に得意となり百二十度以上の上騰なりしが 能く能く慥（たしか）めて見るに彼の女実は山本に意あるにあらず 山本と同居し居る美少年君に恋情甚だ切なるあり 唯山本を介して其美少年君に近かんことを希望したる而已 之を聞いたる山本如何でか驚かざらん 一時は無念の涙にかきくれて狂気の如くになりたれども 頼む女は吾が恋人先きの少年は吾友人のことなれば我れ今中間に挟まれてぶちこわすも男気なければとて無念を押へ涙を隠して兩人を引合せ首尾能く三々九度の盃を済ませた処でサテは我が身も世に望みなければとて髪を剃り眉を落して法界に仏心を祈るの人となり了れり

銀介と云へば在留の日本人皆目してチボの提灯持の如くに曰ふ 原（もと）より一種の悪徳（しれもの）に相違なけん しかも女に対して真念未だ滅せずとすれば彼も亦可憐の人なる哉

敗軍の入道岩本千綱失恋の出家山本銀介も其得意の時代には同じ日本人中にも言を卑ふし礼を厚ふして来り求むる人こそありたれ斯く成り果つれば誰一人の顧みるものなく甚しきに至つては却て以て快となすの人さえあり 儻も人情軽薄の世にあらずや

岩本が得意の虎髯もイガクリの頭髪もオボツカナキ眉毛も見事に剃り落し身には法衣を着けて他の銀介出家と共に悄然とし我（ママ）を来り訪ひし時は余（ママ）は氏が前非を忘却して同情の感に堪へざるものありたり

氏は斯の如くにして農商務大臣スリサック氏及文部大臣ピヤパー〔プレイヤー・パーサコーラウオン〕を訪ふて従来の厚情を謝し告別の意を告ぐ スリサック氏は氏を見て其心底を察して大に同情を寄 前途の事など語つて其行を壮（さかん）にし且つ種々の便宜を与へて其意を慰めたりと 在留の日本人が岩本氏に対するの感情と農商務大臣の氏に対するの感情其差異果して如何一つの同胞日本人にして彼の如く 一つは異郷の人にして猶且岩本の爲めには少からざるの損害

を受けたるものにして斯の如し スリサツク侯の如きは実に得難き人傑なる哉 ピヤパー氏は氏を見て三拜九拜して（暹羅に於ては僧侶は俗人に対して礼をなさざれども俗人は貴族と大臣を問はず皆敬礼を施さざる可からず）一度びは驚き一度は恐れて遂に言なかりしと云ふ

同氏等出発の前夜は来つて我等の寓に一泊せり 一同眠に就て時正に夜半ならんとする頃何か物音して余が目を醒す 何事ぞと声掛くれば銀介物声静に「一寸衣物を貸して呉れ」と云ふ 何を為すと問へば「今一度お鶴の顔が見たい 許して呉れ衣物を貸して呉れ」と云ふ 此生臭坊主と曰ひざま手近の得物を以て打一打すれば合掌頓首して此法身に対して打つこと丈は許して呉れと曰ふ 岩本は此物音に驚き目醒して銀介何事をなすと曰へば「イヤ今一度お鶴の顔を見んと欲す」ヨセヨセと岩本之を制すれども聞かざるを以て遂にハネ起きて銀介を踏付け是を打ち懲す 銀介泣ひて憐を乞へども聞かず 力を極めて之を打ち恐怖閉口して言なきに至つて止め一夜を言い明かし夜の明るを待つて銀介を携へて飄然として去る 嗚呼彼等今果して何の処にか漂ふ 其初心を貫徹し探検の目的を達するや否や一つ疑問なりと雖も兎に角此一般の活劇は彼の生涯の一階段なるに相違なし余は実に彼の成效を祈つて止まざる也

上記「磐谷雑話（二）」の筆者は、前半では「我輩」、後半では「余」と称している。普通の文章なら、「我輩」も「余」も、宮崎のこことである。しかし、ここでは、「余」が宮崎ではないことは確実である。なぜなら、文中で岩本千綱と山本銀介は、バンコクを出発する前の晩（即ち 1896 年 12 月 19 日夜）に、「余」の家に泊まったことが書かれているが、宮崎は 1896 年 6 月に海外渡航株式会社の在バンコク代理人の任を投げ出して日本に帰ったままであったからである。この文章は複数人（その内の一人は岩本の筈）のバンコクからの手紙を使って、恰も自分で見てきたかの如く書いたものであろう<sup>8</sup>。

宮崎が岩本の手紙を使ったと推測する理由は、日暹貿易会社設立に失敗したのちの岩本の気持ち、例えば、もうタイに関わることはやめたとか、日本に帰るに帰れず、バンコクにも留まるにも留まらない苦境など、は岩本からの手紙がなければ書けないことだと思われるからである。

岩本千綱と山本銀介が、1896 年 12 月に三国探検に出た背景について、岩本の三国探検実記の緒言と、宮崎滔天の磐谷雑話（二）との間には、山本銀介に対する評価、パーサーコーラウォンの反応などに関し、大きな乖離がある。

しかし、両者には、三国探検から百年近くを経た 1990 年になって岩本千綱のひ孫に当たるといふ大坪治子が提起した、三国探検は「アジア情勢把握のため陸軍上層部よりの特命であった」という説を思わせるものは何もない。

<sup>8</sup> 宮崎滔天は、平山周・益田三郎のチャチョンサオ山中の探検についても、あたかも自分が探検したかの如く書いている。宮崎滔天、平山周は、タイ内地における森林資源調査を、訪タイの目的の一つとして 1896 年 4 月 2 日にバンコクに到着した。平山は到着すると間を置かず、4 月 15 日に益田三郎（1863-1932、『官報』1891 年 6 月 4 日号によれば同年 6 月 2 日付けで陸軍歩兵少尉免本官、バンコクに 1893 年から滞在してタイ語にも通じていた）とともに、唐木を産するチャチョンサオ山中へ調査に出発した。宮崎も同行する予定であったが、体調が悪く諦めた。バンコクに留まった宮崎には、その後コレラの症状が現れ、生死の間を彷徨ったという。平山らは、5 月 8 日にバンコクに無事戻ってきたが、宮崎は平山から、内地調査の様態を聞き取りして国民新聞に「暹羅内地探検」と題して、自分の名前で投稿した。この記事は、同紙 1896 年 6 月 13 日から 7 月 12 日の間に 8 回連載されたが、文中の主語（私）は平山なのに、著者は宮崎という不思議な文章になっている。



### 3. 岩本千綱軍事探偵説への疑問

大坪の前述論考は、タイでのビジネスに失敗した岩本は、三国探検のために「最後の仕事に命を賭けた千綱は意を決して出発に際し妻子を離別、戸籍を抹殺している。離別された米〔岩本千綱の最初の妻〕は娘をつれてすでに廃業していた麴町の母津る女のところへ帰り旧姓勝村に戻った。米は千綱の行動については何も知らされていなかったが、西郷従道（陸軍大臣、明治十八年には農商務大臣）の口ききで大隈重信や上流階級の家庭にお茶・生花・礼儀作法を教えるとの名目で生活の面倒が見られた<sup>9</sup>と書いている。

大坪の説を要約すれば、岩本千綱は軍上層の特命を受けて、即ち日本国の軍事探偵として三国探検に1896年12月20日に出発した。そのために千綱は、「妻子を離別、戸籍を抹殺」し、軍の要職者が、国に殉じた千綱の妻よねの「生活の面倒」を見たということになる。

しかし、大坪の説は、具体的根拠や子孫に伝わる確度の高い伝承に拠ったものではなく<sup>10</sup>、単なる憶測・推測の域を超えていない。彼女の説の信憑性は、いくつかの事実の提示により容易に崩すことができる。例えば、大坪は岩本が戸籍を抹殺したと書いているが、千綱の戸籍が抹殺されたことはない。千綱は1896年の後、1916年まで少なくとも9回旅券の下付を受けているが、その大部分で申請書に高知市の本籍を明記している<sup>11</sup>。また、この時代、軍が官命で海外に機密の任務のために派遣する場合、参謀本部は秘密保持のため外務省から無記名旅券を取得したのち、参謀本部の手で偽名を記入して、派遣人員に渡した（図1参照）。もし、岩本が本当に軍事探偵として1896年末に三国探検に派遣されているのであれば、彼の名が旅券下付表に残ることはあり得ないのである。岩本の三国探検は、彼が日暹貿易会社設立を目的に馬場新八と共に暹羅に渡航した機会に実行したものである。岩本千綱は会社設立を目的に暹羅に渡航するために、1896年10月8日に実名で旅券下付を受けたという記録が、外務省外交史料館所蔵の旅券下付表のなかに厳然として残っている<sup>12</sup>。

更に、大隈文書 A783 として、次の「岩本千綱氏暹羅国旅行目的報告書」が保存されている。これは岩本が1897年8月10日に外務省政務局を訪ねて語った内容が大隈重信外務大臣に報告されたものである。

岩本千綱氏暹羅国旅行目的報告（明治30年8月10日）

政務局

大臣、小村（印） 秘書官 三橋（印）

乙秘第七九一号 八月十日

岩本千綱暹羅国に於ける心事

岩本千綱は暹羅国内を磐谷より出て中央を通過して仏領ラウス〔ラオス〕地方へ入り百二三十日間無銭徒歩（一僧の姿にて）ハイホンに出て夫れより香港に渡りて日本に帰りたる 彼の目的と

<sup>9</sup> 大坪治子「『暹羅老撾安南三国探検実記』岩本千綱の身辺」, 新人物往来社『歴史研究』, 第351号, 1990年7月号, 62頁

<sup>10</sup> 大坪は岩本とその最初の妻、米との間の子孫だということだが、米は岩本と離別後岩本がどこでどのように生活し、どこでいつ死亡したかも知らなかったことを、同上論考に書いている。これから見て、米の子孫には、岩本と米の離別後の岩本に関する情報は全く伝承されていないと考えられる。

<sup>11</sup> 前掲拙稿「1890年代に於ける岩本千綱の冒険的タイ事業：渡タイ（シャム）前の経歴と移民事業を中心に（上）」, 160頁

<sup>12</sup> 同上

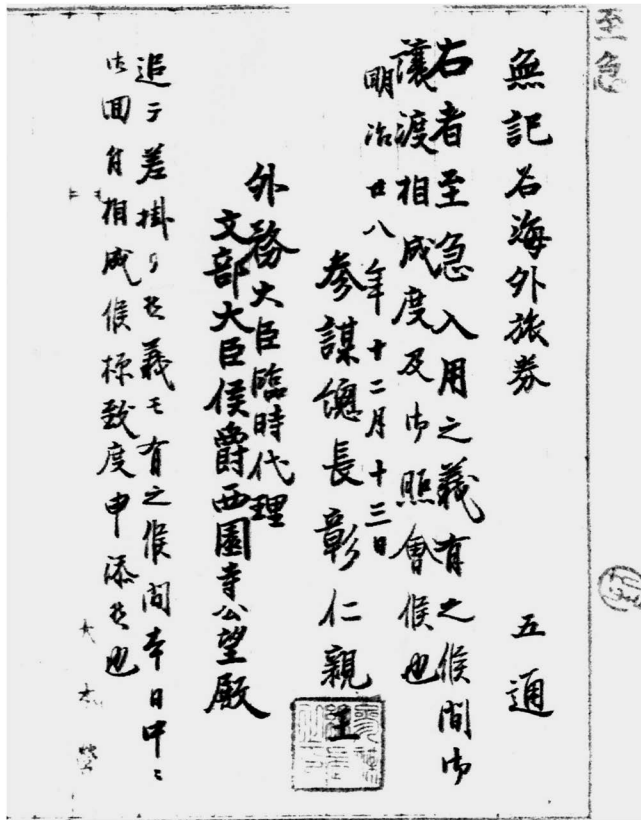


図1 参謀本部が外務省に求めた無記名旅券の一例（外務省記録旅券下付表，マイクロフィルム，リール旅12）

する所なりと云ふを聞くに仏国をして暹羅国を占領せしむるにありと云 其の理由は仏国は安南地方並に先年占領したるラウス地方のみにては年々費す所莫大にして得る所極めて尠なるに依り到底暹羅全国を占領せざれば止まざる目的を以て該政府は常に其の用意を怠らざるなり現にラウス地方へ仏国より派出し居る地方官の談話と云ひ又其の土人を以て頻りに兵備を為す等を見ても其の占領に意あるは明白なり 其の機に乗じ岩本は仏人と謀り日仏（人民相互に）結合將さに大に為すあらんとする所あり 事既に急に迫り居れるは英国は或は暹羅国皇子を其の本国に引寄せ或は女皇六十年祭を奇貨として暹羅国王を倫敦へ招き将来の為め密約をなす杯 之を占むるに余念なし 仏国にして早く決行せざれば遠からずして英国の先じる所たるべし 今日本にして仏国の急を助け置かば仏国亦日本に対する暹羅国内の殖民其他百般の事業に付快く報ゆる所あるならんと 来る十月再び僧徒数名を従ひ彼の地に渡り仏人と謀り為すあらんとするにありと云 彼は無銭徒歩シヤムロ〔暹羅〕国通過の際仏領地内地方官知事其他軍務官等に面せし折りも彼等は皆岩本を目するに決して僧視せず軍人の僧化したるものとして皆厚遇し暹羅国占領談に涉りたることも数度ありしと云<sup>13</sup>。

<sup>13</sup> www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/html/i14/i14\_a0783/index.html

この文書には、三橋信方秘書官、小村寿太郎外務次官の認印がある。当時岩本は二ヶ月後に海外再渡航を計画しており、彼の外務省訪問の意図は、外務省に資金を求めての売込であったと見て間違いないであろう。岩本が本当に軍の支援を得ているのならば、必要のないことである。岩本はフランスの更なる暹羅領土奪取に協力して、分け前を貰うべきだという陰謀話を打ち明けている。

もしこの話が、岩本の心事ならば、岩本は、タイ高官の世話になりながら、平気で裏切ったことになる。宮崎滔天が「磐谷雑話(二)」の中で、「岩本氏が落髪して僧となりしは已に暹羅と云ふことに断念したるなり」と書いていることを前述したが、岩本はただ暹羅に見切りをつけただけでなく、恩を仇で返す陰謀までも企んだことになる。岩本は、暹羅と仲良くするのも暹羅から奪うのも日本の利益のためだと答えるかも知れないが、一貫性のない行動であることは否めない。

## II. 岩本在タイ期における日本軍人のタイ・仏印派遣

次に、1893年から97年にかけて日本陸軍参謀本部(川上操六参謀次長が実質責任者)は、タイ・仏印に4回も軍事情勢視察員を派遣して、現場で収集した豊富かつ確度の高い情報を有していたので、1888年4月の陸軍中尉時代に陸軍将校免黜条例第21条の第1項(品行不正)と第5項(職務不治)により停職処分を受けた後同年12月に「依願免本官」となり<sup>14</sup>、実質上陸軍から追放された岩本千綱にまで、軍事探偵を依頼するほどの必要性には乏しかったことを示したい。

4回の訪タイ視察員とは、①1893年9月-10月の上原勇作少佐・山田良圓(よしまろ)中尉、②1893年12月の大迫尚道少佐、③1896年1月の川上操六中將一行(伊地知幸介中佐、村田惇中佐、明石元二郎少佐)、④1897年1-2月の福島安正大佐である<sup>15</sup>。

1893年7月13日夕刻、チャオプラヤー河口のパークナムで、バンコクに乗り入れようとした

<sup>14</sup> 前掲拙稿「1890年代に於ける岩本千綱の冒険的タイ事業：渡タイ(シャム)前の経歴と移民事業を中心に(上)」、165-166頁

<sup>15</sup> なお、近代日本とタイとの軍事交流の始まりは、1887年11月の前近衛都督小松宮彰仁親王(1846-1903、小松宮という宮号は1882年から)の訪タイにまで遡る。一方、タイ側からは、1890年7月にチュラーロンコーン王の実弟パーヌランシー親王が軍事視察のため訪日したことが始まりである。

小松宮の当初の計画は、「明治19年[1886年]10月2日横浜出帆、米国を経て英国、仏国、独国、露国、奥国、伊国、巡回、20年11月仏国馬耳塞[マルセイユ]出帆帰国」という、欧州軍事視察であり、タイ訪問は予定されていなかった。小松宮は同妃連れで、別当三宮義胤(さんのみや・よしたね、1844-1905、近江国の真宗の寺に生れ、幕末尊皇攘夷の志士として岩倉具視らと交流、1870年彰仁親王の英国留学に随行、1877-80年ドイツ公使館勤務、1883年宮内省に移り、1895年式部長、1896年6月男爵)、陸軍歩兵中佐立見尚文(1845-1907、桑名藩士、戊辰戦争で幕府側の指揮官として名を上げる、投降後西南戦争・日清日露戦争で軍功あり男爵、大將に)、陸軍歩兵太尉伯爵坊城俊章(1847-1906、公家)等が随行した(防衛省防衛研究所、「陸軍省大日記」、アジア歴史資料センターレファレンスコードC03030117000)。

宮内庁編『明治天皇紀 第六』(吉川弘文館、1971年)の明治19年(1886年)10月2日の項にも、「彰仁親王軍事視察のため、其の妃頼子を同伴して横浜港を發す、親王先づ米国を経て、英・仏・独に抵[いた]り、更に露・澳・伊諸国を歴遊せんとするなり、而して各国歴遊には陸軍中將の資格を以てし、各国帝王と交歓の際には皇族の資格を以てせしむ」(同書639頁)と記されている。しかし、1887年9月に来日したタイの外務大臣テーワウォン親王が、同月19日参内して天皇に白象大綬章を捧呈した(同上書807頁)ため、これに答えて小松宮一行は欧州からの帰路、タイに立ち寄って大勲位菊花大綬章をチュラーロンコーン王に捧呈することを命じられた(国立公文書館2A/18/任A192『明治二十一年、官吏進退、外国人叙勲一』、「暹羅国式部長官クロムムーン、プラー、チャク親王外八名叙勲の件」)。即ち、彰仁親王の訪タイは、出發後追加された用務であった。

出發から14ヶ月後の小松宮一行の帰国は、前掲『明治天皇紀 第六』の明治20年(1887年)12月5日の項に、「彰仁親王及び其の妃頼子欧州より帰朝し、入京、参内す、天皇、皇后と俱に御内儀に於て親王・同妃に謁を賜ひ、又表御座所に出御、随員小松宮別当三宮義胤・陸軍歩兵中佐立見尚文・同歩兵太尉伯爵坊城俊章等に謁を賜ふ、又親王の第に就きて樽酒・交肴を賜ひ、帰朝を祝したまふ」(同書848頁)と記されている。

フランスの2隻の軍艦とタイ側砲台が交戦した事件は、日本政府にも大きな衝撃を与えた。タイ仏の衝突の報に接した陸軍参謀本部は、7月22日に同部員の陸軍工兵少佐上原勇作と陸軍歩兵中尉山田良圓に3か月の予定でベトナム・タイ出張を命じ、両人は26日に日本を発った。また7月26日に、ベルリンの日本公使館付陸軍武官であった陸軍砲兵少佐大迫尚道に帰路タイ・ベトナム・フィリピンに立ち寄り調査するように命じた<sup>16</sup>。上原と山田は、陸軍士官学校旧3期生（1879年12月卒業）であり、奇しくも岩本千綱と同期であった。更に山田に至っては1873年2月に土佐から岩本らと共に土佐藩の洋学校海南私塾入学のために上京し、その後も陸軍幼年学校、士官学校を岩本と共に過ごした人物であった。

## 1. 上原勇作、山田良圓の訪タイ

上原、山田両人のタイ訪問については、陸軍大将・男爵荒木貞夫編『元帥上原勇作伝（上・下）』（1937年10月刊）に次の記述がある。但し、同書の記述内容は、上原山田の訪タイ記録と、2ヶ月遅れで来タイした大迫尚道の記録が、編集段階で混合しているので注意を要する。

### 元帥〔上原〕と暹羅安南地方視察

元帥は、明治二十六年七月二十二日、歩兵中尉山田良圓と共に、安南及び暹羅視察の為に、其の派遣を命ぜられた。

是より先に、仏国と暹羅との間に於て、眉公〔メーコン〕河左岸占奪問題に関し、葛藤を生じ、終に砲火を開き、仏国艦隊は、暹羅の海岸を封鎖するに至つた。蓋し仏国は、交趾支那を領有してより以来、眉公河を遡りて南支方面に対する通商路たらしめんとしたが、眉公河は急湍〔きゅうたん、急流〕激流の為に舟楫の便に乏しかつたので、其の方向を転じて、暹羅国境に侵入し、葛藤事件が続出し、終に明治二十六年（西暦一八九三年）に及んで、暹仏の交戦を見るに至つたのであつた。

当時仏国の砲艦は、メーナム河口の砲台を撃破し、江口に遡りて磐谷に至り、王城に逼りて強硬談判の結果、償金と共に柬埔寨〔カンボジア、正しくはラオス〕の一郭を割譲せしめた。英国は、明治十三年以来、緬甸を併呑し、馬來半島の南半分を占めていたので、暹羅は、一方は南西北より英国の爲め、他方には東北より仏国の爲に蚕食せられ、暹羅を中心として英仏両国の関係が緊張するに至つた。其の結果如何は、日支両国の利害に関係すること少小ならざるものあるを免れぬ。当時参謀次長川上中将は、適々〔ちょうど〕欧州より新に帰朝した大迫少佐（後の陸軍

小松宮及び同妃の出迎えのために、チュラーロンコーン王はバンコクから船を派遣した。1887年10月30日にシンガポール着予定の小松宮一行を迎えるべく、出迎船バンコク号が発ったのは、10月25日である（『タイ官報、第4巻』240頁、1887年10月31日号）。小松宮及び同妃は、11月9日にバンコク着、宿泊所はサラナーロム宮殿であった。

翌10日に随員5名（三宮、立見、坊城、有馬、松岡）を従えてチュラーロンコーン王に拝謁し、国書と大勲位菊花大綬章を捧呈する任を果たした。11月12日には、王族及び文武百官が出席したチュラーロンコーン王の即位記念日（チャトラモンコン）の式典に招待されタイ王族の紹介を受けた（『タイ官報、第4巻』257-259頁、1887年11月15日号）。11月14日には、小松宮及び同妃のために国王はグランドパレスで晩餐会を開いた。16日小松宮一行は、バンコクを發ってサイゴンに向かった（『タイ官報、第4巻』261-262頁、1887年11月23日号）。小松宮一行は1週間の在バンコク中、チュラーロンコーン王から極めて盛大な歓迎を受けた。小松宮一行の帰国の翌年刊行された、彰仁親王編『欧国軍事見聞録』（出版者記載なし、1888年12月序）の716-720頁に、「暹羅国軍」と題して、タイ軍隊について、ドイツ、ロシア両軍に比せば極めて簡単な記述がある。

<sup>16</sup> 前掲拙稿「1890年代に於ける岩本千綱の冒険的タイ事業：渡タイ（シャム）前の経歴と移民事業を中心に（上）」、178頁



大将大迫尚道)の報告に接したので、南支方面の形勢を探索するの必要を感じた。是れ実に元帥〔上原〕が、特に参謀本部より選抜せられて、暹羅及び安南地方に派遣せらるるに至つた所以であつた。

元帥は、山田中尉と共に〔1893年〕七月二十六日、東京を出発し、往復行程、凡そ百八十余日(ママ)。十一月十二日、其の使命を終へて帰朝した。其の旅行日程は大略左の如くであつた。

磐谷滞在付近旅行	十日
磐谷西貢間旅行	三十日
西貢付近旅行	十日
西貢より眉公河を廻り、ポツルテンを経て河内に至る旅行	三十日
河内滞在	七日
河内香港間	五日
香港滞在	五日
香港、馬尼刺渡	五日
比律賓滞在	九十日

元帥は七月二十六日、東京出発、横浜より郵船に搭じて香港に航し、是より広東省に著し、広西省の鎮南関を経て、安南に入り、首府順化〔フエ〕府に著し、交趾支那の首府西貢に駐まりて同地方の視察を終り、東蒲塞の首府プノンペンに至り、同地方を一巡して、一旦新嘉坡に出で、是より暹羅に航し、首都磐谷府に著した。然るに、当時、暹仏の講和条約締結〔1893年10月3日調印〕されて、平和が漸く克復したる直後であつて、仏国は猜疑の眼光を以て、日本の態度を注視していた。元帥一行の磐谷府著が恰も此の際であつたので、元帥は、仏国官憲の警戒裡に辛うじて視察を遂げた程であつた。

当時日暹間には、通商条約が締結されず、公使館も設置されていなかったもので、元帥は自家談利〔判〕にて事を辨じ、兵營や公式の回覧には差支も無かつたが、公然暹羅皇帝の謁見などは許されなかつた。但し昔時山田長政の旧居と称するアユチュカ〔アユタヤ〕に、離宮〔バーンパイン〕があるので、其の内覧を許されたのであつた。而かも元帥一行の赴く所には、仏国の官憲が必ず之に随伴して、一刻の油断さへも与へず、其の警戒は極めて嚴重であつた。

此の如く元帥一行は、暹羅地方視察の後、更に新嘉坡に引返し、郵船に搭じて帰途に就き、香港に著し、是より比律賓に航し、滞在九十日(ママ)、同島の視察を終り、十一月十二日、東京に帰着し、復命する所あつた<sup>17</sup>。

この上述引用文の記述は、矛盾が多い。『元帥上原勇作伝(上)』は、上原一行は、7月26日に出発して、11月12日に帰京した(合計日数は110日となる)と記しながらも、一方で、この行程を180余日と明記している。更に行程表では、バンコク-サイゴン-ハノイ-フィリピンの順序で記し(記載日数を合計すれば192日となる)、一方、同書地の文では上原一行の行程をハノイ-フエ-サイゴン-プノンペン-バンコクの順で叙述している。正に逆さまでである。加えて、行程表に「西貢より眉公河を廻り、ポツルテンを経て河内に至る旅行」に30日、と書かれているが、この地名と経路は理解しが

<sup>17</sup> 陸軍大将・男爵荒木貞夫編『元帥上原勇作伝(上)』、1937年10月、141-143頁

たい。出張命令では3ヶ月の日程、出張先は、ベトナムとタイの2国だけなのに、行程の半分以上に当たる90日を命令にないフィリピンに滞在したという内容も不可思議である。

参謀総長熾仁親王の日記の1893年11月13日の項にも「陸軍工兵少佐上原勇作去七月廿四日出発、暹羅・安南地方へ出張視察の処、昨十二日帰朝に付、…面謁之事」<sup>18</sup>とあるので、上原一行の帰京は、1893年11月12日である。それ故、旅行の総日数は110日にしかならない。次に述べるように、上原等は1893年9月26日から10月8日までは、間違いなくバンコクに滞在しており、11月12日には東京に帰着しているので、バンコクを発った後、フィリピンに90日間滞在することは不可能である。

また、同書の記載によれば、上原等への上出張命令は、川上参謀次長が、ベルリンから帰朝した大迫尚道少佐の報告を受けて出されたことになっているが、これも明らかに事実と反する。前述のように、1893年7月13日のパークナム事件直後に、参謀本部は、上原・山田にタイ・ベトナムへの3ヶ月出張を命じ、同時にベルリン駐在武官の大迫に帰朝途中にタイ・ベトナム・フィリピンへの6ヶ月立寄調査を命じている。大迫のバンコク到着は、1893年12月、ベトナムを経てフィリピン調査のち日本に帰着したのは、94年6月初めである。バンコクに到着した時期だけを見ても、大迫は上原等に2ヶ月遅れている。大迫の帰朝後の報告を受けて、上原等に出張命令を出すことは、時間が前後に逆転しており不可能である。

『元帥上原勇作伝』の暹羅安南への上出張の項は、上原山田のベトナム・タイ3ヶ月出張と、大迫のタイ・ベトナム・フィリピン6ヶ月出張との記録が混合していることは間違いない。

上原勇作・山田良圓の訪タイについて、タイ側の記録としては、1893年10月21日付陸軍司令官パーヌランシー親王から国王秘書官ソムモット親王に宛てた次の書翰がある。

先月、上原勇作少佐と山田良圓中尉の2人が、日本政府の命令でシャムの軍事視察に来訪した。彼等はテーワウォン外相を訪問した後、私を陸軍本部に訪ねてきた。しかし、その時、私はバーンパインに居たので、会うことはできず、陸軍副司令官ブラヤー・シーハラチャーデーチャーチャイ少将が丁寧に対応した。彼等は兵舎の見学を希望した。陸軍副司令官は、上司の許可を得なければならないとして、私に報告してきた。私の考えは次の通りであった。日本将校に我々の軍隊を見せないことはよくない。我が軍の現状は、未だ十分には整わず強固とはい難くとも、既に持っているものは良い状態にある。もし、見せなければ、友好関係を断ち、日本将校がよくないことを報告する道を開いてしまう。そうなれば、国王の名誉は、軍隊の実情を見せた場合以上に損なわれてしまう。そこで、私は国王の許可を得たのち、陸軍副司令官に、外務省と合意の上視察させるように命じた。

9月24日付けで外務省から当方宛に日本将校に軍隊を視察させることを依頼する文書が発遣され、同月26日に日本将校は軍隊視察に現れた。陸軍副司令官は部下に命じて、騎兵隊、近習隊、士官学校、近衛隊、下士官学校を案内させた。各部隊の視察は無事終了し、国王の名誉を汚すようなことは何も生じなかった。

10月6日に外務省員が、二人の日本将校をバーンパインで国王に拝謁させた。それから同将

<sup>18</sup> 『熾仁親王日記 卷六』、高松宮蔵版、1936年、304頁

校は、私に面会し、軍事について意見交換をした。日本将校は我が方に対し同情的態度であり、近隣国の軍人同士として様々のことを語りあった。日本将校が、我が軍隊を視察し、国王に拝謁した際にお言葉を拝聴し、加えて私に会ったことは、日本政府及び日本軍上層部によい報告をさせるだけの満足感を与えたものと思う<sup>19</sup>。

10月6日のチュラーロンコーン王拝謁は、内謁であり、タイ官報には記載されていない。また、同王の日課を記した「王事日誌記録」の当日欄も空白のままである。この時期、国王は殆んどバーンパインで過ごし、上原等に同地で内謁の機会を与えたことには特別な意味はない。

10月8日にはバンコクのワット・プラケオで誓水儀式を挙げるため、国王はバーンパインから一時的にバンコクに戻った<sup>20</sup>。誓水儀式とは、国王に対して二心なく絶対忠誠であることを誓って、文武官僚が、ヒンドゥー祭司が呪いをかけた水を国王の面前で飲む儀式である。上原等は、この儀式を見学することができた<sup>21</sup>。

## 2. 大迫尚道の6ヶ月の東南アジア調査

大迫尚道少佐は、1891年12月15日に福島安正少佐の後任としてベルリンの公使館付武官に任じられた。93年7月22日付で、同職を免じられ、帰朝途中6ヶ月間、タイ・ベトナム・フィリピンを視察するように命じられた。大迫はすぐにも離任してタイに出発しなかったが、後任の落合豊三郎少佐着任まで待つよう指示され、ベルリンを発ったのは10月後半になってからであると思われる。

大迫のタイ軍事視察への協力依頼は、ベルリンの青木周蔵公使から駐ベルリン・タイ公使のプラヤー・ノンタブリーを通じて行われた。テーワウォン外相からの問合せに、タイ陸軍は9月26日付で大迫の視察を受入可と返答して来た。11月3日にノンタブリー公使が青木公使を訪問した際、青木は、今頃大迫はアデンに到着しただろうと語っている。また、青木はフランスから圧迫されているタイは、清国と友好関係を結ぶべきであるというアドバイスをしている<sup>22</sup>。

大迫は、12月にはバンコクに到着し、テーワウォン外相にも面会した<sup>23</sup>。大迫の来タイ時に、丁度タイしてパーサコーラウォン邸で岩本千綱と同居していた熊谷直亮は大迫のタイ軍視察に同行した<sup>24</sup>。多分岩本も同行した可能性が高い。

大迫のタイでの動静はこれくらいしか判らない。ベトナムを経て香港に出た大迫は、フィリピンに渡った。

香港の一等領事の中川恒次郎（1862-1900）は、外務省の原敬通商局長宛の1894（明治27）年5月10日付私信の追伸に「近来は海軍陸軍とも共に移民熱か外国事件に注意するものか、現に陸軍少佐

<sup>19</sup> タイ国立公文書館（以下NAT）5.5 n.13.1/19

<sup>20</sup> 『タイ官報第10巻』311-312頁、1893年10月15日号

<sup>21</sup> 上原勇作は、次のように回想している。即ち、「暹羅に於て、一年一回、内外人に対して、其の忠実を誓はしむる儀式がある。是れは王室に属する寺院〔ワット・プラケオ〕に於て行はれるものにして、神水を黄金製の盆に湛へて御剣を其の水中に浸し、之を飲まして誓ふ所の式である。予も亦陪観者として、〔1893年10月8日に〕此の式に参列したが、一見我等の眼光に映じたものは、同国大官の佩ぶる刀剣が、昔時の日本刀と同一であつて、鞘は勿論、銀糸の捲き方も同じきも、唯其の異なる所は、金箔を塗りたるのみである。蓋し山田長政の遺風を存したのであらうと思はれた」（前掲『元帥上原勇作伝上巻』143-146頁）。

<sup>22</sup> NAT n. 33.6.6/4

<sup>23</sup> 外務省記録 5.1.10/4-1「帝国陸海軍将校海外派遣雑件 陸軍の部」

<sup>24</sup> 九州日日新聞 1894年2月4日号

大迫は呂宋〔ルソン〕嶋巡回をなし居、当港〔香港〕には海軍大尉黒井悌二郎（東文三と仮称し）参り居候。尤も黒井は小生知友に付、同人の仕事を承知するに都合よろしく御座候<sup>25</sup>と記している。大迫は94年5月14日に香港に戻ってきた。中川領事は、大迫から聞いたフィリピン調査の様子を、翌5月15日付私信で原敬に次のように報告した。

予て呂宋嶋へ参り居候陸軍少佐大迫義昨日帰港、同人はマニラより南北を数十哩旅行候処、途中地図を描し地景を写したる等より嫌疑を受けたるもの歟、兩度まで地方官憲兵等に拘留されたる様子にて、或は帰朝の上謝罪の義先方へ照会を要求するやに申居候へ共、又太守より仏領事まで謝罪の意を大迫へ伝言依頼し、仏領事より其旨大迫へ書面差越したれば、此上公然の照会等は穩当に有之間敷と存候。尤も同人拘留も甚しき虐待を受けたる義に無之候。兎も角もマニラ領事館撤去の事は、該地へ参りしもの甚不賛成を唱へ居る義に御座候。御一考煩し度候。不断は公使館領事館の悪評を奉ぜしも矢張頼む処有之、奇妙に被考候。

大迫の考に呂宋の事軍事上専ら取調ぶるには、一人商業者に變じ二三年を期するにあらざれば、急激には取調難き由申居候。或は参謀本部も右様の計画に出づべき歟。又該地にある本邦人の多くの不体裁に驚き居候<sup>26</sup>

大迫が訪問した当時、フィリピンには日本の領事館はなく、日本人保護をフランス領事に依頼していたので、スペイン人統治者から仏領事を通じて謝罪文が届けられたのであろうか。大迫は94年6月初めに日本に帰着した。

### 3. 川上操六中將一行の来タイと条約打診

川上操六中將一行（伊地知幸介中佐、村田惇中佐、明石元二郎少佐）の出張を、明治天皇紀の1896年9月25日の項は「参謀本部次長子爵川上操六を台湾及び安南・東京〔トンキン〕地方に差遣せらる、蓋し戦後の経営竝びに施設に資せんとするなり<sup>27</sup>と記している。ここに言う戦後とは、日清戦争の戦後のことである。即ち、1895年4月17日の下関条約で、清国は朝鮮の独立を承認し、台湾・遼東半島を割譲した。しかし直ぐに起こった露独仏の三国干渉で日本は5月4日には遼東半島を清に返還することを余儀なくされた。一方、新領土台湾に対しては、日本軍は95年5月から11月にかけて平定戦を行った。その後、1896年4月1日に大本營が解散された。

その僅か半年後に、川上一行は、台湾の経営・台湾への施策のヒントを得るべく、フランスのインドシナ植民地を視察したのである。一行のタイ訪問は、インドシナ視察の付けたしのように見えるが、テーワウォン外相に会って日タイ通商航海条約締結交渉の進展を促すことなど、それなりの重要性を有していた。

なお、タイには未だ日本公使館が存在していなかったため、川上一行のタイ視察は、全て駐タイ・フランス公使を通じてテーワウォン外相と連絡のうえ行われた。三国干渉でロシアのお先棒を担いだフランスには、日本国内でも反発が強かった。それにも増して、タイではパークナム事件とその後

<sup>25</sup> 原敬文書研究会編『原敬関係文書 第二巻 書翰篇二』、日本放送出版協会、1984年、402頁。なお、本書編者はこの中川書翰を明治28年5月10日付と誤解している。中川が原敬に私信を出したのは、当時の外務省の制度では通商局長が領事の監督者であったからである。

<sup>26</sup> 同上『原敬関係文書 第二巻 書翰篇二』402-403頁。本書編者はこの書翰も明治28年のものと誤解している。

<sup>27</sup> 宮内庁『明治天皇紀、第九』、吉川弘文堂、1973年、126頁



のフランスの横暴、圧迫に極めて強い反感、極度の嫌仏感が燃え上がっていた。そのなかにおいて、フランスに頼ったのである。川上一行がタイのフランス公使館の世話になったことは、次の叙勲からも判明する。

暹羅国磐谷府駐劄法朗西〔フランス〕国弁理公使ドフランス〔A.Defrance〕以下三叙勲の件  
暹羅国磐谷府駐劄仏蘭西共和国弁理公使ドフランス以下別紙三名儀は先般参謀本部次長陸軍中將子爵川上操六暹羅国へ軍事上視察として被差遣候際懇篤なる待遇を為し且つ予て同国在留帝国臣民の保護は仏国公使に委任せられ居候事故同国政府に対する紹介は勿論其他諸般の便宜を与へ殊に平素熱心に我國民の利益を計る等其尽力不尠依て此際叙勲の儀陸軍大臣子爵高島綱之助より申立候に付御報酬の聖意を表彰被遊夫々頭書の通り叙賜被仰出候様仕度此段謹て上奏す。

明治三十年三月十五日外務大臣伯爵大隈重信

勲二等瑞宝章、暹羅国磐谷府駐劄仏蘭西共和国弁理公使ドフランス

勲四等旭日小綬章、同国同府駐在仏蘭西共和国領事シャルル、ハルドワン〔Charles Hardouin〕

勲五等瑞宝章、同国同府駐在仏蘭西共和国副領事、ルフェヴル、メヨール<sup>28</sup>。

本上奏は、3月19日に裁可された。なお、叙勲理由の一つ、在タイ日本人の保護をフランスに委任している件とは、日本政府が1895年9月14日から在タイ日本人の保護をフランス政府に委託した件である<sup>29</sup>。

明石元二郎少佐（1864-1919、のち大将・男爵）が、川上中將に隨行して台湾、仏領印度支那、暹羅を巡視した際の備忘録的日記が残されている。この日記は、1896年10月13日に始まり、翌年1月29日（歸路上海着）で終わっている。

明石元二郎の上述日記は、崩し字の手書きであり、判読は必ずしも容易ではないようである。この日記は、二回印刷されている。一回目は、村田保定（当時貴族院議員、男爵）編『明石大将越南日記』（日光書院、1944年11月）という名称によってであり、二回目は、中京大学社会科学研究所台湾史研究センター編（檜山幸夫・東山京子編著）『明石元二郎関係資料』（中京大学社会科学研究所、2010年3月）の第二部中の「明石元二郎日記」として、である。後者の説明では、前者村田保定編『明石大将越南日記』の刊行は、戦時中であり検閲により省略された部分もあるので、遺族から日記のオリジナルの提供を受けて読み直して再刊したとのことである。しかし、両者を読み比べたところ、前者の暹羅の部分には省略はなく、かつ後者の判読者は、崩し字解読力が不十分なようで、明石の崩し字を誤読して、意味を為さなくなった部分が相当箇所あるので、前者の方から主に引用する。

さて、『明石大将越南日記』によると、川上操六中將一行は1896年10月15日に神戸を出帆、22日台湾基隆着。日本領有間もない台湾各地の軍隊、治安、行政、学校等を視察。澎湖島を経て11月15-18日廈門、19-20日汕頭、11月20-25日香港に滞在。25日香港を発ち、28日朝ハイフォン着、ハノイ及び清国との国境に近いLang Son（諒山）省で要人と会い、軍政・民政、兵士リクルート、軍事情報、兵營、産業、病院、工場などを視察。12月7日にハイフォンを船で発ちツアーン（現ダナン）へ、10日サイゴン着。当時未だタイ領であったアンコールワットに向かうため16日サイゴンを鉄道で出発しミトーより河船で、プノンペン（南旺）を経て、18日シエムリアップ着。19-21日

<sup>28</sup> 国立公文書館、2A/17/勲24「明治三十年、叙勲、外国人、卷三」

<sup>29</sup> 国立公文書館、公文雑纂・明治28年・第8巻・外務省3（アジア歴史資料センター検索）、Bangkok Times 24 Oct. 1895

牛車でアンコールワット、アンコールトムなどを見学、タイ側官吏がバンコクからの訓電で挨拶に来た。22日船で Pursat を経てメコン河を通りプノンペンに戻り、プノンペン・ホテルに泊まる。12月23日の項に、プノンペンの王宮の貧弱さ、大臣達の服装の粗末さを書いたのち「日本婦人五六名当地に在り」（同書96頁、以下同じ）と記している。

一行は1896年12月26日に船でプノンペンを発ち、27日サイゴン帰着。31日サイゴンの印度支那銀行で400円をメキシコ銀に交換、ドナイ号（396トン）でバンコクに出発。1897年1月3日チャンタブリー着、4日バンコク着、フランス公使館近くのオリエンタル・ホテルに入った。「日本の写真師にて磯永〔磯長海洲、1860-1925、鹿児島県士族、駒場農学校中退、1895年初来タイ〕と云へる人あり。中将〔川上操六〕を知る。迎への為め来り居れり」（112頁）とあるように磯長海洲がホテルに出迎えた。磯長も川上操六中将も、共に鹿児島県士族であり旧知であったので、事前に連絡が取られていたのである。

1月4日の項に磯長から聞いた次の話が記載されている。

「ブカノン〔ブカヌン〕に岩本〔千綱〕の連れ来る三十余名の内、十六名行く、内生きて還る者僅に五人（鉱山試掘の為めなり）。岩本は先達てコラット〔コーラート〕の方に赴くとて行けり。元来同人当地にて失策したる故、罪滅しの為め僧となり行くとて、吹聴せり。然れども実際は当地に彷徨し居るとの説あり。日本商人の当地に居るもの五軒、即ち都筑（雑貨店）・桜木（雑貨店）・阿川（雑貨店、ヲモチヤ多し）・大山及其支店（雑貨店）是なり。大山は自金にあらず、日本に行き人を説き金を出さしむる。大阪より帽子屋杯二三人来りたることあり。鉄道は磐谷よりパクナン〔パークナム〕に通ず。距離二十吉羅〔キロ〕。之をパクナン鉄道と称す。ヘンラップ〔ヒンラップ〕迄工事鉄道運転す。距離二百八十キロ。磐谷よりアジーチャ〔アユタヤ〕迄六十哩。日本人は賤業婦を除き、二十人内外なり。バンパインに離宮あり。磯永〔磯長海洲〕の談」（107-108頁）。

もし、岩本の三国探検が本当に軍に依頼されたものであれば、2週間後（1897年1月4日）に来タイすることが判っている参謀本部の実質責任者、川上中将に顔を合わすことなくバンコクを発つことが考えられるであろうか。また、参謀本部が岩本に依頼していたのであれば、川上中将一行が岩本の動きを把握していないとおかしいが、彼等は岩本がどこにいるのかさえも知らなかった。

また、明石は「暹羅風土・人情及兵備・国力の判断」と題したメモの中で、バンコクの日本人の境遇に付いては、上記1月4日の記事を見るように指示したうえ、「目下当地の主なる者を挙げれば写真師磯永〔磯長〕海洲、建築師佐々木寿太郎（伊太利人と組合ひ政府の請負をなし居れり）其他大山周造〔周蔵〕外数名の雑貨商あるのみ。是れとても素より充分の力はあるまじと考へらる。日本人中尤も長く居るものを山本某〔安太郎〕となす。文部大臣〔パーサコーラウォン〕の奴隷なりとて、余り評判は宜しからざる如し。其他当地にて為すべき事業は、家屋外の労力は到底我日本人に適せず。寧ろ手先の仕事及家屋内の仕事が適当なるべしとの事なりき。岩本〔千綱〕・石橋〔禹三郎〕等の事は、頗る評判悪し」（124頁）と記している。

1月5日の項「午後七時頃旅館に帰り、磯長海洲の家に日本食をなす。同人〔磯長〕は当暹羅駐在の日本人中には最も有力にして、其産業も亦た日本人中には殆んど首位を占むる者の如し」（114頁）。

1月8日の項「帰宅の後磯長海洲及佐々木寿太郎来訪し、長椅子に倚り平間にて談話す」（117頁）。

1月9日の項「午後磯永〔磯長〕と共に写真を取る為め、舟にて湄南〔メナム〕川を下る。午後七

時より磯永の家に晩餐す。佐々木寿太郎来り居る」(117頁)。

1月10日の項「佐々木寿太郎訪問す。正午福島〔安正〕大佐新加坡より来る。…午後九時兼て日本人一同と約束しありしを以て、日本人会<sup>30</sup>に臨む。会合したる者一行及福島大佐を合し総計十八九名なりし。大山周造〔周蔵〕の家にて此会をなす。可なり立派なる家なりし」(118頁)。

1月11日の項「午前磯永・佐々木・大山及 Kosa 来訪し、乗船準備に急がし。農商務大臣〔スラサックモントリー〕来訪す。仏国公使を訪ひ訣別す。乗船の際福島大佐は棧橋迄、磯永・佐々木は船

<sup>30</sup> 1月10日の項にある「日本人会」とは何であろうか。

1894年8月26日に、石橋禹三郎、佐々木寿太郎、山本安太郎、大山兼吉、島崎天民、田山九一、松野恭三郎(岩本千綱は帰国中)らによってパーン・サーラーデーで発会式を行った、在タイ日本人の最初の団体である日暹協会については、『タイと共に歩んで：泰国日本人会百年史』(2013年)掲載の拙稿「戦前期タイ国の日本人会および日本人社会：いくつかの謎の解明」にも記している。しかし、1896年後半にバンコクで結成された「日本人会」については、未だ十分な紹介は存在しない。

『明石大将越南日記』の記録時(1897年1月)と同じ時に、国民新聞1897年1月30日号が、バンコクの日本人会や商店に関する次の記事を掲載している。

磐谷雑話(一) 南蛮鉄〔宮崎滔天〕 同人南斗星〔末永節〕 近頃暹羅磐谷府より帰り来り一夕吾が寓を訪ふ、南万里〔平山周〕亦在り矣 共に火鉢を囲み酒を呼んで大に既往を談じ現在を説き将来を談ず 南斗星〔末永節〕の話中磐谷の近状に関するものを摘録すること左の如し

#### 日本人会の組織

従来磐谷に於ては在留の日本人相会して日暹協会なるものを〔1894年8月26日に〕組織し一切日本人の対暹羅的動作及諸外国に対する云為〔うんい〕に就て協商たるの便宜を設け居たれども年変り星移ると共に種々の事情弊害を醸生(ママ)して兄弟鬩牆相離反して殆んど其名あつて実なきの有様となり在留日本人の一致協力を欠く而已か反目嫉視して往々醜態を外人中に暴露するの面目を呈すること尠からざる次第と成行きたれば今度有力なる日本人更に相会して新に日本人会なるものを組織したり其趣意は在留日本人の交誼を厚ふし日本人たるの名誉と其実力を増進して暹羅事業を大成するにあり故に若し日本人にして此目的に乖反するの行為あるものは飽まで之を排斥するは論を待たず新たに來りたる日本人に対しては充分の便宜方法を与へて其希望を遂げしめんことに力を致すは本会の重なる責務なりとする処なり會長には阿川太郎〔正しくは太良〕氏当選したれども同氏は今度商用を帯びて帰国する都合となりたるを以て磯永〔正しくは磯長〕海洲氏其後を承けて會長の任を帯びたり現今我が公使館とか領事館とか云ふ国民の思想を代表し及び同国人の協同を計り新來の士を導くの機関なき国柄に於ては如斯もの甚だ必要を感ずる処なり。

#### 日本人の商店

現今磐谷に於ける日本人の商店は閩南商会桜木商店大山商店都築(つづき)商店の四となす従来桜木商店は磐谷に於ける最古(ママ)の商店にして亦其商店の規模より云ふも第一の位地を占め居たれども昨年〔1895年〕十一月閩南商会主阿川太郎氏の帰盤以来は同氏が非常の敏腕と多数の商品を輸入したることによりて意外の声誉を博し今は磐谷府中日本商店の牛耳を採るに至れり且つ同氏の信用は暹羅の貴族大臣等に重く今度は色々諸種の注文品を引請けて帰国したれば同氏にして善く其注文に応じて彼国の貴族大臣等を満足せしむるを得ば将来愈益此商店の好況を呈し來ることは疑ひを容れざる可し我輩は同君のため日暹兩國貿易の爲めに其成效を祈らざるを得ず他の商店も夫々追々土人の信用を得て益々盛大に趣くの徴効あるは実に喜ぶ可きことなり

上記「磐谷雑話」は、1896年6月1日に離タイした宮崎滔天が、末永節(宮崎の帰国後もバンコクに残って農耕を試みた)から聞いた、1896年後半のバンコクの日本人について書いたものである。1896年後半に、バンコクで阿川太良、磯長海洲らが中心となって日本人会を結成したこと、初代会長には阿川が当選したが、仕入のため帰国したので、磯長海洲が跡を継いだことが判る。

泰国日本人会は、1913年9月1日を創立日として2013年に百周年を祝ったが、前掲泰国日本人会百年史の拙稿にも書いているように、創立時の模様、規約、会員、タイ政府への登録等に関する同時代資料は何等存在せず、本当に1913年9月に創立されたのかどうかを確定することができる根拠は存在しない。ただ、初代会長は医師の三谷足平と言われているだけである。そうであれば、バンコクの日本人名士(磯長海洲、阿川太良、佐々木寿太郎、大山周蔵ら)によって結成され、同時代資料も存在する1896年後半に創立された日本人会を、泰国日本人会の起源とした方がよいのではないだろうか。泰国日本人会が、1895-6年に主にプカマン金鉱山やコーラート鉄道建設の工夫として働き病死した18人の日本人の慰霊祭を、サラブリーのゲーコンコーイ寺で定期的に実施していることを考えると、なおさら日本人会の創立を1896年とした方が適切なように思われる。もしそうすれば、今年は泰国日本人会創立120周年の記念すべき年に当たる。

1896年後半に結成された日本人会は、実際にその後も連綿として続き、1913年若しくは1914年に結成されたという日本人会につながっている。この件については、資料に基づいて後日、詳説したい。

にて、其他日本人にて見送る者多し」(118頁)。

川上中将訪タイの重要な任務に、日本側の示した修好通商航海条約案覚書についてタイ側の見解を探ることがあった。1896年2月13日に西園寺外務大臣臨時代理の提案により、第2次伊藤内閣は、タイに対し修好通商航海条約締結交渉開始の打診をすることを閣議決定し、テーワウォン外相と連絡を開始した<sup>31</sup>。しかし、同年6月以降、タイ側から条約交渉の反応が途絶えたので、大隈重信外相は、

<sup>31</sup> 日タイ条約締結の過程は次の通りである。日本は1880年(明治13年)時点でも、タイと条約を締結するのは、日本が欧米との条約改正をした後であるべきであると考えていた。例えば、1880年1月20日付けで、品川忠道上海総領事は井上馨外務卿に次の報告を行った。

「此地駐在之奥[オーストリア]国副領事ジョーセフ・ハースなる者過日暹羅国へ往行致候節同国外務大臣[เจ้าพระยาภาณุวงษ์มหาโกษาธิบดีที่พระคลังสนามคว้างการต่างประเทศ]之会話中

日本政府は本国[シャム]と先きに条約を締結する起見ありて官員[1875年初の大鳥圭介らの派遣のこたか]を派出せられ候処目下其議相止居候歟絶て好音を接手せず若し上海に到日本の官員と面話候ときは其現況を問ひ且つ本国は早く締盟を企図し居る旨を通告せられ度

と申候由右御含までに申上候也。

これを受けた井上外務卿は3月17日付で、三条実美太政大臣へ次の伺いを出した。即ち

「暹羅国の外務大臣日本国と条約締結致度旨会話有之候義に付伺

暹羅国の外務大臣奥国副領事ジョーセフ、ハースと会話の節本邦と締盟致し度旨冀望候由同領事より転話有之趣上海駐節品川総領事より別紙写の通申越候然る処現今我国各国との条約改正の折柄に付右結局に至り候上に而結約可致我政府の内意に有之候旨品川総領事より奥国副領事迄相答させ可申存候此段相伺候也。

3月23日付で三条太政大臣は上申の通り許可したので、3月31日に井上外務卿は品川総領事に、条約改正ができてからタイとの条約は締結するという方針を通知した(外務省記録2.5.1/17「自明治十三年至明治三十一年 日暹修好通商航海条約締結一件」)。

なお、タイ政府も、1880年5月に外務大臣を欧州に派遣して、欧州各国との条約改正を模索している(NAT ๓๓(๑) 16 ๓๓/1 p. 225, ๓๓(๑) 19 ๓๓/2 p. 86 など)。

その後、訪欧米の帰路、日本に立寄ったテーワウォン外相と日本全権青木周蔵外務次官との間に1887年9月26日に「修好通商宣言」が調印された。続いてプラーヤー・パーサコーラウォン(1849-1920)大使が来日し、88年1月23日に修好通商宣言の批准書交換を行った。

タイからの二人の高官の来日は、日本の新聞でも詳しく報道され、日本人のタイへの関心が高まった。とりわけ、1892年8月に初めて訪タイした岩本千綱は、日本人のタイへの移民事業に着手し、94年12月に30名前後の日本人を率いてきた。また、95年10月にも、20名の日本人移民が来タイした。在タイ日本人が増加したので、第2次伊藤内閣下の西園寺公望外務大臣臨時代理は、フランス政府に依頼して、1895年9月14日から、在タイ・フランス領事が在タイ日本人の保護を担当することとなった。これは、当時のタイ人の対仏嫌悪を知る、在タイ日本人に不評であったばかりか、日タイ関係にも後述のように悪影響を与えた。

在タイ日本人の保護をフランスに依頼した西園寺外相は、それから5ヶ月後の1896年2月17日には、タイに対して修好通商航海条約締結の働きかけを開始した。同時に在タイ公使館の新設準備を進めた。公使館が開設されればフランスに在タイ日本人の保護を依頼する必要も当然なくなる。

しかし、西園寺の対タイ条約締結打診の動機は、タイ側の対日不快に気づいて是正しようとしたものではなかった。この時期に彼等がタイに対して条約締結を申し入れた最大の理由は、日本は日清戦争を挟んで欧米諸国との条約改正(領事裁判権の撤廃)に成功し、欧米諸国と対等の地位に上昇することができたので、欧米諸国と同じ立場でタイに臨むことができる条件が整ったと考えたからである。即ち、欧米諸国がタイと結んでいる不平等条約と同種のをタイに求めることができる好機到来と考えたからであった。

1896年2月13日に第2次伊藤内閣は、西園寺外務大臣臨時代理の提案により、タイに対し修好通商航海条約締結交渉開始の打診をすることを閣議決定していた。この決定により、2月17日には西園寺からテーワウォン外相宛に「明治二十年殿下[テーワウォン]及青木子爵の調印せられたる和親通商に関する宣言の結果として日暹両国間の交通並通商逐日隆盛に赴き候に付ては其当時予期せし如く完全の通商航海条約を締結するの時機今や已に熟したる様思考せられ候就而者暹羅国皇帝陛下の政府に於ても此点に付御同見候哉且右条約締結の為め談判を開始するの意向を有せらるる哉否承知致度何分の御回答有之候様致冀望候」(前掲外務省記録2.5.1/17)という文書が送付された。

西園寺外務大臣がテーワウォン外相に向けて、修好通商航海条約締結交渉開始を打診してきたことを知ったチュラーロンコーン王は、ここのほか歓迎し、自ら日本を訪問する意向を1896年4月初めに示した。これは同王の第1回訪欧(1897年4-12月。なお同王は1880年に第1回訪欧を計画したが実現しなかった)の1年前のことである。



1897年1月4日から11日まで1週間訪タイした、川上操六陸軍参謀次長一行に、日本側の示した修好通商航海条約案覚書についてタイ側の態度を探ることを依頼した。川上一行は1月6日にテーワウォン外相と面談、8日にはチュラーロンコーン王に拝謁した。

これに先立つ1月4日に、テーワウォン外相は、ドフランス公使から、川上將軍が来タイしたの

---

ところで、1896年4月にチュラーロンコーン王が訪日を意図した事実は、筆者が知る限り従来出版された如何なる文献にも記されていない。筆者がわずかながら、この事実を見出したのは、タイ国立公文書館所蔵のジャクメン（Gustave Rolin-Jacquemyns）シャム政府総顧問関係文書においてである。

国王はジャクメン総顧問に、訪日の意図を示し、国王訪日に対するイギリスの賛否を英国公使に尋ねるように、また日本で天皇と会見する際の服装について調べるように指示した。その時機は多分1896年4月4日夕食後のことである。4月6日、ジャクメンは英国弁理公使のDe Bunsenに面談。同公使は、イギリスは国王訪日にどちらかと言えば好意的であり、反対が生じることはないだろうと答えた。同公使は日本在勤の経験があるので、日本の宮廷における服装についても、次のようにアドバイスした。

日本の天皇も皇后も、宮中の諸官も総て欧州風の服装や制服を着ている。天皇は常に欧州風の軍服を着用し、皇后も女官たちも洋装である。しかし、中国や韓国の公使は、それぞれ自国の服装で参内していた。両国公使が夫人同伴で参内することはなかった。もしタイ国王が訪日を決定した場合、国王は、バンコクの宮廷で着用している服装と同じものを着用されるのが宜しかろう。男性の従者も同様である。一方、全くの私見だが皇后および女官は訪問する宮廷の服装（即ち洋装）に合わせる方がよいと思う。一般的に言えばタイの服装を国外で着用する場合、タイ人男性が着用することは適切だが、タイ女性の場合は不適である。彼女らは風変わりに見られることは当然好まないだろうから。タイ女性の服装は、男性に比べ、欧州や他のアジア女性の服装からかけ離れているので。

ジャクメンは4月7日に上記情報をチュラーロンコーン王に報告しながら、国王の訪日を翌1897年の3月か4月まで延期するようにアドバイスした。その理由は、96年の夏に訪日した場合、帰路は台風のシーズンに当たり海が荒れるので心配であるというものであった。彼は、来年の出発まで十分に準備を整え、今年はその前奏としてジャワに行幸されてはどうかと提案した。ジャクメンは、国王が訪日計画を口にする前の4月1日から、タイの繁栄と進歩にとって最も大切なことは国王の健康であるとして、保養のためにジャワへ旅行することを勧めていた。チュラーロンコーン王は1892年末から丸2年間、深刻な不眠症を患い、1895年に入ってやっと健康を回復したところであった。ジャクメンが国王の健康を気遣ったのは、国王の病歴のためであった。

4月8日、チュラーロンコーン王は英文書簡でジャクメンに答え、彼のアドバイス通り訪日計画を延期した。長文の同書簡の冒頭部分は次の通りである。

“My dear M. Rolin-Jacquemyns, On the 7<sup>th</sup> [April 1896] I received your letter together with the three enclosures. I am glad that Mr.de Bunsen sees no objection to my visiting Japan and that he expresses his opinion on the question of dress. The reason for my wishing to go is the result of the Agreement which we are about to make with the Japanese Government. However as I have already spoken to you about it, the time left on hand being too short to make the necessary preparations, it must of course be postponed.” (NAT n 101/3).

この書簡にいう Agreement は、修好通商航海条約そのものを指すのか、これとは別にチュラーロンコーン王に日本と協定を結ぶ意図があったのかは判然としませんが、いずれにしても日本側からの条約締結打診に触発されたものであろう。

チュラーロンコーン王は、1896年5月9日バンコクを出発し、ジャワ各地を旅行のち8月12日にバンコクに帰着した。国王出発直前の5月6日付けで、テーワウォン外相は日本外相に英文書簡で答えた。同書簡は6月11日に日本外務省に到着、次のように翻訳された。

日本国皇帝陛下の文部大臣兼外務大臣侯爵西園寺公望閣下

以書東致啓上候陳者一千八百八十七年修交通商宣言書を以て籌画したる如く此際完全の通商航海条約を締結せんと目的を施行せしめたしとの希望に關し皇帝陛下の政府は日本帝国政府の意見に同意なるや否去る二月十七日付貴東を以て御問合の趣致領承候

右条約の締結に關し暹羅国皇帝陛下の政府は欣然帝國政府と談判を開始可致候依て右談判は日本国に於て之を開くことに付帝國政府の御都合承知致度候若し右にて御都合宜敷候はば之が爲め〔暹羅〕皇帝陛下の政府は兩國互に擬定する所に因り一名若し数名の相当の資格ある全權委員を特派使節として暹羅国より派遣可致候

右談判の結果は兩國其の國柄に依り当然相互に對し特に抱く所の友誼恭敬の情に基き条約を締結するに至るに在るべきは皇帝陛下の政府の確信する所に有之候

右回答旁本大臣は茲に閣下に向て敬意を表し候 敬具

一千八百九十六年五月六日 磐谷府外務省に於て（前掲外務省記録 2.5.1/17）

で連れて訪ねたい、かつ国王にも拝謁させたいという文書を受領した。同外相は国王に上奏して曰く、私との面会は明日（1月5日）で了承した。国王拝謁については国王次第である。明日私があつた際に、滞在期間が短いという相手側の言葉尻をとらえて、断つてもよい。つまり、在タイ期間が短いのは残念である、国王は謁見を賜うことを望んでおられるものと思うが、ご多用であり私にも今のところお時間があるのかどうかは判らないが一応上奏しておく、と言うのである、と。

1月5日に川上一行に会った外相は、日本側が同席したドフランス公使に促されて国王拝謁の件を質したので、前日上奏したような内容の回答をした。

外相からの上記1月4日、5日の両上奏書を読んだ国王は、「私も会いたいと思う。ただ、顔を見たいというだけの興味だが。但し、ドフランス公使が連れてくるのではなく、単独で来るのであれば満足だ。しかし、そういう具合には行かない虞がある。そのようなことになりそうなら断つてもよい」<sup>32</sup>と指示した。結局、1月8日に国王は川上一行に内謁見を与えた<sup>33</sup>。

タイは、条約交渉開始を快諾し、そのために東京に全権委員を派遣しようと積極的に応じたのである。岩本千綱は当時、パーサコーラウォンの日本派遣という情報があることを語っている（『日暹条約談判の由来（岩本千綱氏の談）』、『太陽』1896年8月20日号）。

テフウォン外相の5月6日付回答が東京の外務省に到着した翌日の6月12日、ジャクメンの女婿で、タイ政府の法律顧問であるベルギー人キルパトリック（Kirkpatrick）がテフウォン外相の紹介状（5月7日付）をもって日本の外務省を訪れた。彼は5月7日にバンコクで、ジャクメンのむすめと結婚式を挙げ、2ヶ月の予定で日本に新婚旅行に来ていたのである。テフウォン外相の紹介状には、キルパトリックはタイ政府の信頼を得ており、タイ事情に精通しているので、何でも彼に尋ねてくれ、私宛の伝言を彼に託されてもよい、と書かれていた。

6月25日西園寺外務大臣は、キルパトリックを外務省に招いて、テフウォン外相に宛てた「談判を東京に於て開くことに付ては帝国政府は至極御同意に有之候而して之が為め暹羅国皇帝陛下より当地へ派遣せらるべき一名若は数名の全権委員は喜で之を迎接可致候談判開始の期日に関しては日本国皇帝陛下の政府は欣然暹羅国皇帝陛下の政府の都合宜しき様可取計候」という文書と次の覚書を託した。

帝国政府は日本国の旧条約改正の事業に鋭意従事し居り而して今や右大事業は遂に其の成功を告ぐること毫も疑なきに至るまで其の歩を進めたることを審にするは帝国政府の満足とする所なり。

新事態より生ずべき最も重要な結果は貿易、旅行及居住の為め帝国全部を開くこと及内国の司法権と裁判管轄権とを以て至高となすの原則を充分に認むることは是なり 日本国は今日条約改正の成功を期し其の歩を進めつつあると全く同一の方針に基き已に西洋邦国との間に現に実施せらるる所の条約を有す而して帝国政府に於ては暹羅国の政府、臣民、通商及航海を此の地位に置かんと欲するものなり。

右に對し帝国政府に於ては日本国の政府、臣民、通商及航海も亦暹羅国に於て最恵国の地位に置かれんことを希望す。

日本国政府は暹羅国政府に於て遂に領事管轄権制度を全廢に歸せしめんことを希望せらるる旨を承知し該希望に對し誠意同情を表し且暹羅国に於ける日本国領事管轄権は他各国の領事管轄権が廢せらるると同時に廢止すべきことを規定せる條款を日暹条約中に挿入することは欣然同意を表する所なり。

明治二十九年六月廿五日 東京に於て（前掲外務省記録 2.5.1/17）。

日本政府は上記覚書で条約において治外法権と最恵国待遇を求めんことを明示した。キルパトリックはその場で、覚書の内容はシャム政府の同意を得ることは困難であると述べた。

案の定、東京に全権代表を派遣すると言っていたタイ政府からは、その後何の音沙汰もなくなった。

一方、条約締結への動きと並行して、政府は1897年度予算でタイに公使館を設立する案を策定した。明治30（1897）年度歳入歳出総予算説明の「第4章 歳出予算中重要な事項」に、「明治30年度歳出予算中重要な事項を挙げれば左の如し、外務省所管 第一 公使館領事館増設並新營 布哇、メキシコ、ブラジル、暹羅の四箇国に公使館…」（国民新聞 1896年12月27日号）と定めた。公使館設立のためには、予算案が国会を通過することが必要であった。

4公使館増設を含む明治30年度予算案は、第10回議会で付議された。1897年2月16日の本会議で、政府原案通り4公使館予算案が承認された。国会における議論から見て、4公使館増設の主要な理由は、増設対象の4国は日本人の移民先として有望であるということであった（『帝国議会 衆議院議事速記録12（第10回議會 明治29年）』、東京大学出版会、1979年、pp.90-96）。

<sup>32</sup> NAT n#33.6.6/8

<sup>33</sup> 川上一行は、1897年1月8日にチュラーロンコーン王に内謁見した。『明石大将越南日記』の1月8日の項に曰く、「午前八時式部長より通報あり。曰く、本日午後四時半内迎の爲め、馬車を宮内省より差廻すべし。午後五時内謁見を賜ふ筈なり

国王がそれほど積極的ではなかった一因は、川上一行が、当時のタイエリートが忌み嫌っていたフランスとべったりであったという点にあった。

さて、1月4日に東京の大隈外相からシンガポールの藤田敏郎領事を通じてバンコクの川上操六中將へ、タイ側からの条約交渉の応答が立ち消えした原因を調べるように依頼が来た<sup>34</sup>。これに依り、川上はテーワウォン外相と二度目の会見を1月6日に行った。テーワウォン外相は、同日付けで会見

---

と。…午後四時半出発 Luang Kosa の案内に因り宮内省に至り、国王の秘書官長皇子某万事を周旋す、年齒廿一なりと云ふ、謁拝のときも通弁の勞を執れり」(116-117頁)、と。

この謁見は、内謁見であったためか『タイ官報』に全く記載がない。国王秘書長のソムモット親王(上述の皇子某とは異なるようだ)の日記の1月8日の項は、空白のままである。

チュラーロンコーン王と川上操六中將の会話の大意は、次の通りである。

○外臣 [川上操六]、今日陛下に咫尺し拝謁するを得るは、外臣が深く光榮として、陛下の寵遇を謝し奉る所なり。

△朕も亦た貴官並に其随行員を引見するは、深く喜ぶ所なり。貴国皇帝・皇后両陛下は、如何に渡せらるるや。

○謹で陛下の御厚意を謝し奉る。幸に我両陛下も常に御健勝に在せらるることなれば、聖慮を寛ふせられんことを。

△乞ふ、朕が敬意を貴国皇帝に伝奏せられよ。

○虔 [つつし] んです。

△小松宮殿下は如何に在せらるるや。

○是れ亦た頗る御健勝なり。外臣当さに職を殿下統督せらるる参謀本部に奉じ、次長たり。

△三宮 [義胤] 男爵は、今回朕に美事なる短刀を送りたり。貴官に乞ふ、朕の為め同男爵に謝せられんことを。

○虔んです。

△我国と貴国とは三百年以前、既に交通を開き互に好を通ぜり。然るに中道にして廢絶するも輒近亦た旧好を修め、益々親密ならんとす(国王は温顔笑を含み語り給ふ)るを喜ぶ。

今回は何れを旅行せられしや、又た尚是れより他の国土に旅行を継続せらるるや。

○此度は、台湾、東京(トンキン)、交趾支那、柬埔寨を経てアンコール等を巡歴し来れり。是れより直に帰国致す心算なり。

△亜細亜に於て獨立せる国は誠に少し、貴国と我国あるのみ。朕も一度日本に巡遊せんと欲するの希望は切なるも、国事多端の為め未だ遺憾ながら日本に遊ぶの機会を得ず。

○陛下若し日本に御巡遊あらせられなば、我皇帝陛下は必らず大に御喜びあるべきこと察し奉る。又国民も、陛下の御巡遊を喜び歓迎すべきと、外臣は今日より想像し居り。

(此間温顔笑を含み語らる。応答懇懇の間自ら慷慨の状を見受けたり)

△朕は日本国と親密ならんことを望む。貴国皇帝陛下に宜敷伝奏せられたし。

○虔んで聖意を了す。

一昨日来外臣兵營、学校等を巡視するを得、其整頓せる、其軍規の正しき誠に感歎せし所なり。

△否、陸軍は未だ幼稚にして、朕は未だ満足し居らず。

(随行員を顧み、何国の語を話すかを問はせらる。村田中佐曰く。伊地知中佐は仏語を話し、殊に独乙語は頗る熟達なりと答へ、予 [明石] を指し、仏語、独語を話す云々。又曰く、中佐予並に自分(村田中佐を指す)共嘗て欧州に留学したり云々)

△貴国將校は仏語を専ら話すや。

村田中佐曰く。仏語及独乙語を談ず云々(此時中將曰く)

○海軍將校は、悉く英語を話し又国民は殆んど皆英語を話す。陸軍將校のみは専ら独語、仏語を話す。

△当地にては、皆英語のみを話す。

○皇帝は何語を話さるるや。

△別に外国語を話さるることを承り居らず。[村嶋注、これは通訳の弁と思われる]

此時皇帝將に入らんとし、中將の手を握り曰く

本日、日本將軍と知己となりしは、朕が喜びに堪へざる所なり。

尚終りに再言す。貴国皇帝に宜敷朕が敬意を伝へられよ。終・午後五時三十分(157-159頁)。

チュラーロンコーン王と川上中將との会話からも同王の訪日の意欲が伝わってくる。

また、三宮義胤男爵は、1887年11月に小松宮彰仁親王の別当として来タイした人物である。三宮は、川上中將に託して、チュラーロンコーン王宛の1896年10月10日付の書状とともに短剣を献上した。同王はお返しとしてマレー貴族が使用するクリス(Kris)を川上中將に託した(NAT 7.5 7a.8.2 a/16)。

<sup>34</sup> 前掲『明石大将越南日記』、112頁

の様子をチュラーロンコーン王に次のように報告した。

本日5時半に川上中将及び2名の日本将校〔村田惇、伊地知幸介両中佐〕が、アポイントメント通り私を訪問し、条約の件を話した。村田惇中佐がフランス語で通訳をし、私はルアン・チャムノンディカーンに通訳をさせた。もう一人の日本人将校は静かに座って日本語でメモを取っていた。2時間以上会話したが、何重にも通訳〔タイ語-フランス語-日本語〕を間に入れているので、話しが通じにくく、双方とも何度も聞き返した。通訳が入っているので一言を語っても、三言を語ったに等しかった。会話の骨子は次の通りである。

川上中将：今回日本から近隣諸国の軍事視察に来るに際して、外務大臣大隈伯爵から貴大臣を訪問してシャム政府の条約締結に関する意向をうかがうように依頼された。日本政府は次のように考えている。即ち、両国間には300年以上に亘って親密な友好関係が存在したのに、現在では疎遠になり昔のような貿易はなくなっている。東アジアの独立国は、日本、タイ、中国の3ヶ国しか残っていないのであるから、友好通商を発展させるように努めるべきである。日本政府は、それ故両国間に通商条約を締結して貿易を促進すべきであると考えている。この条約では、タイが他の国に与えているのと同様の最恵国待遇を日本に与えられることを希望する。

テワウォン外相：両国間の友好については、シャム政府は日本に全く同感である、一層親密になるべきだと考えている。古い時代には両国間の友好と貿易は極めて盛んであり、首都だけではなくナコンシータマラートやパッターニーなどでも盛んに行われた。今日そのような貿易が存在していない理由は、タイ側が面倒を起こしたからではなく、日本の徳川将軍が遠洋航海に出ることが可能な大型船の建造を禁止し、そのためシャムとの間を行き来する日本人もいなくなったからである。しかし、10年ほど前、友好的提携の実現に強い意欲を有されているチュラーロンコーン王は、私を日本に派遣された。その結果、〔1887年9月26日に〕短い修好通商宣言に調印した。当時は、未だ直接貿易はなく人の往来もなかったので簡単な合意で済ませたが、貿易が発展すれば適当な時に、条約を締結するつもりであった。それ以後、次第に貿易も盛んになり、シャムに入国した日本人も、シャム人同様に最良の保護をシャム政府から受けている。私は、在タイ日本人がタイ側からひどい扱いを受けたという事件は一度として発生したことはないことを敢えて誰にでも断言できる。なお、最恵国待遇に関しては、シャム政府と日本政府との間に最も基本的な見解の相違があるので、現在両政府間で文書のやりとりをしている。

川上中将：文書のやりとりとは在タイ仏公使を通じてのものか？よく知らないのでご説明をお願いしたい。

テワウォン外相：日タイ間の条約については、仏公使は全く関係しておらず、日本政府と直接やりとりをしている。1896年2月頃外務大臣臨時代理西園寺侯爵が私宛てに書翰を送り次のように言ってきた。即ち、1887年に修好通商宣言に調印した時の考えに従い、詳細な通商条約を締結すべき時機に達したと考える、もしタイ側が賛成ならばどこで交渉すべきかを提議して欲しい、と。私は1896年5月に次のように答えた。シャム政府は十全な条約を締結することに賛成し、東京に使節を派遣して交渉することにした、日本政府はこれを受け入れるか、と。8月になって日本政府は受け入れると答え、且つ日本政府は次の見解を付け加えてきた。締結する条約においては、国家の裁判所とは別に裁判所を設けないというタイの考えは理解できる。とは言



え、他の国がこの権利〔領事裁判権〕を有している限り、日本も求めざるを得ない、しかし、条約に、他の国がこの権利を放棄すれば、日本も直ちに放棄する旨を規定してもよい〔6月25日に西園寺外相がキルパトリックに託した覚書を8月にテーフウォン外相が落手したことが判る〕、と。締結する条約において、このような基本的重要な事項について両国の見解が異なっているので、使節を派遣して交渉に入る前に、まず文書でやりとりをして合意に達しておく必要がある。川上中将：たとえば見解が違っていても、使節を派遣して交渉し口で説明する方が、文書の往復よりも理解が進みやすいと思うが。兎に角、シャム政府の意のある所を聞かせて欲しい。私は調査するように訓電されているので、成功に向けて何か助けることができるかもしれない。私は1月9日には、バンコクを発つ予定である。

テーフウォン外相：シャム政府も急いで条約を締結したいと考えていることは同じだ。最恵国待遇については、シャムは日本に与える権利や利益を他国に与えたものより少なくしようとは考えていない。しかし、領事裁判権という重要な事項については、事前に十分に諒解しあって置かねばならない。そうでなければ、使節を派遣して交渉してみたが合意できず、交渉を打ち切って帰ってくるという、諸国に対して恥ずかしい結果になる虞がある。領事裁判権からどれほどの困難が生じるかは、日本も十分に経験されたことであろうから、説明を要しないであろう。我が政府の考えでは、領事裁判権を与えた諸国との条約は40年以上まえに締結した古いものである。当時は東洋に外国人〔西洋人〕が現れたばかりの時代であり、我国も今日ほどには発展していなかった。その時代には、領事裁判権は、相応のものであったかもしれない。しかし、現在では、諸国との対立紛争を生じさせる困難の殆ど全ては領事裁判権に起因している。それ故、古い条約は全て改正しなければならないと考えている。私の希望は、シャムと同じ大陸〔東洋〕に位置し、同じく独立した国である日本と互いに助け合い、同じ困難から脱却することである。古い条約を基準とはしないで欲しい。タイとイギリスとが13年ほど前〔正しくは1883年9月3日〕に結んだ条約、即ちチェンマイ条約は、現在北部タイ全域（あるいはタイ内陸部全域と言うも可）に適用しているが、この条約では領事裁判所ではなく、タイの特別裁判所を設置して英籍人とタイ人の紛争を処理している。但し、英領事は裁判を傍聴でき、被告が英籍人もしくは原告被告ともに英籍人の場合で不当な判決であると見做した場合には、領事裁判に移審することができるという保証を付している。特別裁判所が開かれて以来、未だ曾て英領事が移審権を行使したことはない。もし、この方式で日本と合意可能なら使節を派遣して条約を協議することができる。その他のことは枝葉末節に過ぎないので交渉で合意することは難しくないはずだ。私は日本の外務大臣に、この趣旨を文書で送ろうと考えていたところだ。このような条項は時代に適合しているし、双方に取って何の不都合もないことだ。

川上中将：特別裁判所で用いている法律は、古くからのタイの法律なのか、西洋式の新しい法律なのか。日本はタイの法律がどんなものかを知らないのだが。

テーフウォン外相：チェンマイの特別裁判所（外国裁判所と称する）で用いている法律は、純粋にタイの法律であるが、諸外国と交際する現代に適合するように改正を加えたものである。タイ側は日本が制定したものと同じような法典の編纂を計画しているが、すぐにはできない。私は、日本が編纂した法典を知っている、それは、欧州で施行されている法律と同じように優れたもの

であるし、タイの法律とも大きくは異なっていない。私は外務大臣という立場ではなく、私的立場で言うのだが、もしチェンマイ条約に似た内容で合意できるならば、それに基づいて設立される特別裁判所では日本の法律を用いて日本人とタイ人間の紛争を処理するという特別法を、タイ側が制定することも可能である。

川上中将：うかがったことを、日本に持ち帰って外務大臣に伝達する。しかし、どうか条約締結を急いで欲しい。

テーワウォン外相：私も大隈外務大臣に書翰を送るつもりだ<sup>35</sup>。

テーワウォン外相には、タイにおける条約国の領事裁判権は頭痛の種であった。中でも、バンコクのフランス領事館は、フランスとは何の関係もないにも拘わらず、先祖がインドシナ出身であると称する者や華僑やその子孫など1万人以上の在タイアジア人にフランス保護民としての地位を与え、彼等をフランスの領事裁判下に置いていた。これらアジア人保護民の中には、タイ側の司法権や警察力の及ばないことをよいことに不法を働き、また、フランス領事に頼ってタイ政府に不当な圧力を加える者も存在した。

このような困難に直面していたテーワウォン外相は川上中将に、イギリスとの間の1883年のチェンマイ条約をモデルとして、在タイ日本人の裁判を管轄するタイの特別裁判所を設立したいこと、特別裁判所の裁判に不満がある場合は領事裁判に移審できること、更には特別裁判所では日本の法律を適用することにしてもよいとまで提案したのである。

バンコクの川上中将は、1897年1月10日午後、東京の参謀本部に次の電報を発した。「明日シンガポールに向て出発す左の事を大隈大臣に告げよ。暹羅政府に意見あり委細帰朝の後具申す」、と。参謀本部は同日深夜に受電し、翌11日には大隈外務大臣に伝達した。

川上一行の帰国は2月初めである。彼がどのような具申を大隈外相にしたのかが判る資料は未見であるが、川上から大隈外相に領事裁判権を嫌うテーワウォン外相の意向が伝えられたことは間違いあるまい。

しかし、それから2ヶ月後の3月31日に、修好通商航海条約締結交渉を主たる任務として稲垣満次郎が初代駐タイ公使に任じられ、翌4月1日に大隈外相は松方正義総理大臣に次の文書を送った。

内閣総理大臣伯爵松方正義殿

大隈外務大臣

日本暹羅修好通商航海条約締結に関する閣議請求の件

帝国と暹羅国との修好通商航海条約締結の議は昨年〔1896年〕二月中閣議決定の上帝国政府にて右条約を締結せんとするの意志を彼国政府に通知し彼に於て我希望に應ずる意向有之に於ては条約案を調製し更に同国に照会可致事と相成居候に付ては四月（ママ）十七日付書翰を以て前任外務大臣〔西園寺〕は暹羅国外務大臣に照会し明治二十年修好通商に関する宣言に基き条約締結の為め談判を開始する意向の有無を問合候処暹羅国政府は欣然談判を開始すべき旨回答致来候而して同年六月中同国政府法律顧問キルパトリック氏の来朝に際し前任大臣は一の覚書を同氏に交付し両国間に締結すべき条約の基礎に付帝国政府の希望する処を予め開示し彼国政府の賛同を請求致置候就ては右交渉の次第を逐ひ弥々条約締結の談判を開くことと致度尤今般帝国政府より提

<sup>35</sup> NAT n033.6.6/8

出すべき条約草案並に議定書案は主として右覚書の趣旨に準拠し起案致したるものにして条約案は彼我両国間の通商及航海に関し全然対等の規定に有之又附属議定書案に於て暹羅国貿易規則並に關稅目規定を帝国臣民も遵守すべきこととなしたるは同国と締約の欧米諸国の例に倣 [なら] ひたる次第に有之但目下欧米諸国の暹羅国に於て保有する領事裁判制度に至ては他各国の之を全廢するに至る迄は帝国政府も亦た之を保持し置くこと至当と存居候に付其主意を以て立案致候因て右の条約並議定案相添閣議に提出候也<sup>36</sup>。

閣議に提出された条約案・議定書案は1896年6月にキルパトリックに与えた覚書に従い、同年9月5日に作成した英訳と殆ど同一で、僅かに語彙を修正しているのみである。1897年1月6日の川上中将・テーワウォン外相会談において、後者が提起した領事裁判権に代わる案（イギリスとの間のチェンマイ条約がモデル）は、全く反映されていない。日本外務省は、テーワウォン外相の意見に何の顧慮も与えなかったのである。

赴任前、稲垣公使は3か月で条約を締結する予定であった<sup>37</sup>。しかし、1897年5月28日にバンコクに着任した稲垣公使は、テーワウォン外相との間の予想以上に長引いた交渉の末、1898年2月25日になって、領事裁判権を要求した日本政府案に沿った日本暹羅修好通商航海条約（全16条）および議定書（全3項）の調印に漕ぎ着けた。

西洋文明国は遅れた国に対し領事裁判権を有しており、西洋文明国の仲間入りをした日本も当然、タイに対し領事裁判権を持つべきであるという固定観念に、当時の大隈重信外相、小村寿太郎外務次官それに稲垣公使自身も、強く囚われていた。

#### 4. 情報将校福島安正大佐の来タイ

さて、川上中将一行の離タイの前日、1897年1月10日にバンコクに到着した（図2参照）明治陸軍きっての情報将校福島安正は、タイで何をしたのであろうか。福島の大佐訪問は、下記に言う彼の三大旅行中の第3回目の旅行の、しかもその行程の末期の出来事である。

其の軍人生活の全部を参謀本部と海外とに送った福島安正大佐は、渾円球上殆んど足跡の到らざる処無いものであつたが、殊に其の著しい海外の踏査に、所謂將軍の三大旅行なるものがある。其の第一次は印度旅行であつて、明治十九年（大尉当時）、早く既に印度に差遣せられて、査察

<sup>36</sup> 前掲外務省記録 2.5.1/17

<sup>37</sup> タイ赴任に際し、稲垣は世話になった叔父の本澤五郎に宛て、次の手紙を出している。

幸に暹国 [シヤム] と新条約訂結のこと有之、此義に付ては嘗て [1894年4月に] 小生彼の国に参り、其当局者も知り居ることなれば、条約訂結の爲めに三ヶ月斗参り、然して後に又トルコ国へ条約訂結に参り呉れよとの外務大臣 [大隈重信] の相談にて、首相 [松方正義] の賛成を得て小生も承諾致し、今回公使に任せられ渡暹のことに相成候。就ては今日の処にては四月十三日神戸港出帆、十五日頃長崎出帆、香港に到り夫より暹国磐谷府に参り、新条約訂結談判を開き、其事業を終へ直に帰朝のことなれば、先づ二ヶ月三ヶ月を要すべく、七月頃には帰朝して、八九月頃には米国を経て欧州に出でトルコ首府コンスタンチノーブルに到り、其国と条約訂結の談判を開き、然して其近隣の小国三四国とも条約を結び、来春一応帰朝致候てトルコ国に新公使館設立の時（三十一年四月）全權公使として茲に駐割のことは已に首相外相と小生との間に相談一決し居り候義にて、此内約を以て今回も渡暹のことに致し候義に御座候はより小生も多年研究し且つ天下に唱道致候ことを実際に行ふことなれば、従つて責任も重く、且又手腕をも振ふの機会も多々可有之と悦び罷在候。多年の間天竺浪人致し居り候義にて、行末如何に成り行くものにやと嘸 [さぞ] 御心配もあらせられ候ことならん、乍然多年逆境に処して苦勞致候義は、将来に於ては大に身の爲めに相成り小成に安ずる如きの病は起り申す間敷と存罷在候。今より申上置候。四十六七歳の時は必ず内閣大臣となりて御覽に入れ可申上、然して日本及び世界の青史に名を留めて、聊か孝道を尽し申すべきとの覚悟は十二分に有之候（『稲垣満次郎嘗譯録』、1937年、56頁）。

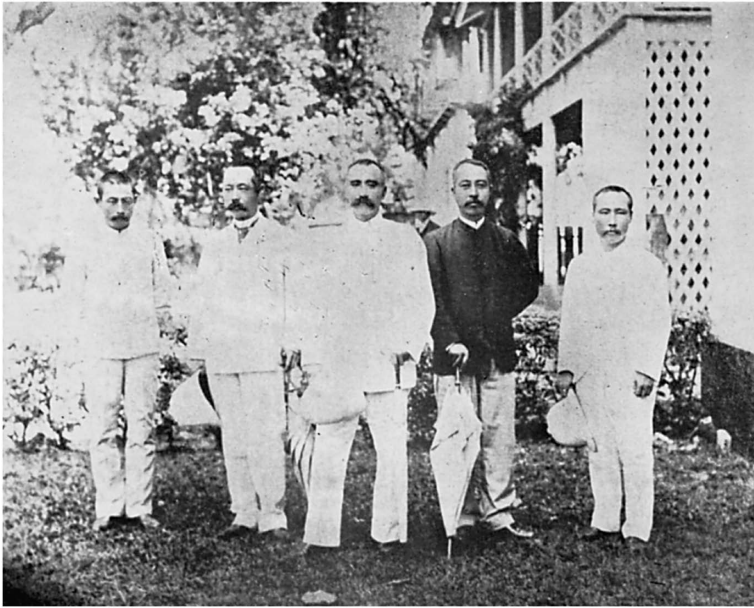


図2 1897年1月10日、バンコクのオリエンタル・ホテル前の参謀本部員（磯長海洲撮影）、左から明石元二郎少佐、伊地知幸介中佐、川上操六中将、村田惇中佐、福島安正大佐（村田保定編『明石大将越南日記』、日光書院、1944年）

の足跡其全土に及んで居る。

第二次に於けるものは、欧亜横断の単騎遠征であつて、所謂福島中佐の西伯利亚横断を以て謳はれた明治二十五年より同二十六年に亘る一大遠征旅行である。

第三次に於けるものは、明治二十八年より同二十九、三十の三ヶ年に跨つて行はれた亜欧両州及阿弗利加に及ぶ大旅行であつて、日清の役其の局を結ぶや、予ねて世界の大勢を洞察し、東亜の将来を考慮しつつあつた将軍は、時の参謀総長小松宮彰仁親王の命を奉じて、安南・暹羅・緬甸・印度・阿富汗斯坦・波斯・高加索〔コーカサス〕・中央亜細亜・亜拉比亚の各地、全東亜西南一帯の大陸に連なる未開半開の境、将来問題を醸すべき地域の悉くに亘つて之を踏査し、更に之れと関連を有する欧阿両州の地、土耳其・埃及に及んだので、将軍の三大旅行はこれを以て最終最大のものとされて居る<sup>38</sup>。

福島自身が帰国後、「亜細亜旅行談」というタイトルで書いたものによれば、第3回目の旅行は、明治28（1895）年10月5日に東京を発ち、旅程の最後に近い明治30（1897）年1月10日にバンコクに入り、その後安南、トンキンを経て同年3月25日に帰朝した。「此行通計18ヶ月538日、経る所の国12、哩程合計4万3531哩にして之を内訳すれば、汽船2万7844哩、河汽船3256哩、小舟32哩、汽車9168哩、馬車1411哩、騎馬1820哩」<sup>39</sup>。しかし、彼の「亜細亜旅行談」の連載は、タイ旅行が取り上げられる遙か前に、僅か2回分、計20頁の序文段階で立ち消えとなってしまった。

福島は、参謀本部に、第3回目の旅行報告として「亜細亜略報三十二回、欧亜日記十回」を提出し

<sup>38</sup> 太田阿山〔太田孝作の筆名〕編『中央亜細亜より亜拉比亚へ：福島將軍遺続』、東亜協会、1943年12月、1-2頁

<sup>39</sup> 福島安正「亜細亜旅行談」、『地学雑誌』第10集109号、1898年1月15日号、6-7頁



たという<sup>40</sup>。前掲太田編著は、口語体に改めた垂細垂略報のかかなりの部分を採録し、加えて福島退官後の帝国在郷軍人会副会長時代の講述をまとめた「鴻図雄志」も併せて印刷している。ところが、太田が採録した垂細垂略報には、残念ながらタイ訪問に関する報告は含まれていない。福島が1897年1月10日バンコクに上陸する直前の「明治三十〔1897〕年一月九日、暹羅湾航海中」という日付がある「印緬帰航雑記」で終わっているのである。「鴻図雄志」の中には、2カ所だけタイ旅行中の経験への言及<sup>41</sup>を見出すのみである。

福島の来タイは、タイ側資料にはどのように記されているだろうか。

福島の来タイを、タイ政府に伝えたのは、川上中将の来タイの場合と同様に、フランスの弁理公使ドフランスであった。1897年1月13日、ドフランスはテーワウォン外相に、次の文書を送った。

日本陸軍参謀部の福島大佐が数日前にバンコクに到着した。川上將軍はバンコクを発つ前に、私に福島大佐を激賞した。且つ、福島大佐は、日本の外務大臣が貴大臣に宛てた書簡（1895年10月1日付西園寺外務大臣からテーワウォン外相宛フランス語書簡）を携帯している。随って、福島大佐を伴って貴大臣を訪問したいので、日時を指定して頂きたい、と。

これに対し、即日テーワウォン外相は1月15日の17時30分を指定した。

1月15日に福島大佐とドフランス公使に面会したテーワウォン外相は、直ちにチュラーロンコーン王秘書官ソムモット親王に報告書を書き、福島の国王拝謁の希望を伝えた。1月17日にソムモット秘書官は外相に、国王の回答を次のように返事した。

福島の在タイ時間が十分であれば、会ってもいい。しかし重要性があるとは思われないので、福島が急いで出発するのなら、会う時間はない、と。

福島を担当した外務省員ルアン・ウィーストゴースーの手配により、福島は1月19日15時に陸軍の兵舎、士官学校、其の他を視察した。1月21日になって、テーワウォン外相は再びソムモット国王秘書官に宛て、福島大佐は1月31日にサイゴンに向けてバンコクを出発するようだが、国王の謁見は可能かどうか国王に伺って欲しいという旨の文書を送った。1月23日に、ソムモットはテー

<sup>40</sup> 前掲太田編著、6頁

<sup>41</sup> その一つは、福島のコーラート鉄道建設現場での次の観察である。

支那人の拝金宗、実に支那人の拝金宗には驚く。頂点立地総て黄金である。尤も之は今更珍しい話ではないかも知れぬが、然しながらその徹頭徹尾黄金国民であるには寧ろ呆然たらざるを得ないのである。私が嘗て暹羅にいたときにも、この国民性を遺憾なく發揮した事実に出会ったことがある、それは恰度磐谷の北方へ鉄道工事を見に行つた際であるが、もと此の辺は御承知の通り一帯に暑い上に風土が悪く、屢々マラリヤ熱の流行が猖獗を極める処である。で日本人なども最初は幾らか此鉄道工事に働いて居たさうであるが、多くは病に斃れ、私の行つた時には一人も居ずに、只支那の苦力と、多少の独逸人の技師とが働いて居るばかりであつた。而して彼等は火の森ときへ云はれる処に天幕を張り、燃えるやうな炎熱と戦ひ、壘煙瘴霧と戦ひつつ働いて居るのであるが、その気根は実に敬服に値するものである。が然らば彼等が安心立命の根拠は何であるか、如何なる信念によつてそんな物凄い生活を敢てして居るかと云ふと、それは仏教でもなく、基督教でもなく、全く黄金である、金銭なのである。

で支那苦力の天幕内へ這入つて見ると、正面には財神を祀り、其前に線香を立て、付近の柱には紅紙に『黄金萬両、司天下財政』等の好文字が大書してある。仏蘭西宣教師の談によると、以前に一人の支那人苦力が汽罐車に轢かれて死んだ事がある。処が轢かれて重傷を負ひ、路傍に仆れて將に呼吸（いき）を引取らうとするとき、彼宣教師は懇に、「何か遺言はないか」と訊ねた。すると垂死の苦力の云ふやう、「別に遺言は何にもない、が傍に一弗金貨が一枚落ちてあるから、それを手に握らせて貰ひたい」それでその通りにしてやると、彼は如何にも嬉しげに、又満足そうにそれを固く握つたまま死んで行つたと云ふことであつた（前掲太田編著、289-290頁）。

福島が訪問した建設現場は、1896年12月23日に岩本千綱等が通過した、建設の最前線タップクワーン、ヒンラップ地区だと思われる。岩本に遅れることわずか1ヶ月である。福島は、工事鉄道を利用して容易に同地を訪問したものであろう。

ワウオンに、国王から福島との謁見は中止できればそれに越したことはないとの回答があったことを伝えた。テーワウオン外相は、福島は国王から謁見を賜ることなく、31日に離タイすると見たためか、1月29日付で、福島がもたらした西園寺外相の1895年10月1日付書簡に対する返信を準備した。

しかし、福島は離タイの日を延期して粘った。2月1日の17時に外務省にルアン・ウィーストゴースーを訪ね、国王拝謁の件を質問した。ルアン・ウィーストは、テーワウオン外相には報告しているが、何等回答に接していないと答えた。福島曰く、それでは拝謁できないことになりそうだ。日本政府の公務で入国したのに極めて残念だ。帰国すれば天皇からご質問も受けるだろうに。それに拝謁は私自身にも大きな名誉となるのだが、と。

拝謁できるかどうかは何とも言えない。まだ明日1日あるではないか、と答えざるを得なかったルアン・ウィーストは、福島の来訪を直ちにテーワウオン外相に報告した。

翌2日、テーワウオン外相は、本日午後5時アンダーソンが拝謁することになっている、その前か後にほんの短時間でも福島大佐に謁見を賜うことはできないだろうかと問合せて、国王からアンダーソンの前に来るようにという回答を得た<sup>42</sup>。福島は、離バンコクの前日夕刻、やっと念願の国王拝謁をかなえた。この拝謁は内謁のためタイ官報には記載がない。

以上、岩本千綱が比較的長期間在タイしていた1893年-1897年の間に、日本陸軍の仏印・タイ軍事視察員の派遣が4回に及んだことを示した。これらの派遣調査により、日本軍のこの地域に関する情報は、相当蓄積されたと考えられる。この事実は、陸軍を不名誉退役した岩本千綱に、陸軍がわざわざ軍事探偵を依頼する必要がなかったことの傍証となるであろう。

### III. 岩本は上座部仏教の出家者か

1941年の『海外仏教事情』（国際仏教協会発行）の「特輯 タイ国の仏教」は、岩本千綱を「タイで出家した最初の日本人」と評価している<sup>43</sup>。三国探検実記の前述緒言に言う「湄南（メナム）河畔のパンケラ寺に投じ髪を剃て僧と成る」という条だけを読めば、そのような評価が下されても不思議ではない。しかし、上座部仏教の出家者が、出家者たり得るのは、出家者としての戒律を守ることによってである。岩本は単に探検の便宜のために出家ただけで、出家者の戒律には無頓着で俗人の生活習慣を続けたということであれば、岩本は出家者とは言えない。岩本は形式的であれ出家したのか、上座部仏教の出家者として戒律を守ったのか、および上座部仏教についての知識はどの程度であったのか、を岩本帰国後の講演等から見てみたい。

岩本千綱は三国探検を終え、1897年5月13日に神戸に帰着した。それからわずか3ヶ月半後、8月30日には三国探検実記を刊行した。

#### 1. 岩本千綱の浄土宗学本校での講演

岩本は、1897年11月半ばに、当時東京芝増上寺内に置かれていた浄土宗学本校（現在京都にある仏教大学はその後身の一つ）で、タイ僧侶同様に黄衣を纏い「暹羅仏僧の資格」で講演した。

<sup>42</sup> NAT n933.6.6/3

<sup>43</sup> 『海外仏教事情』（国際仏教協会発行）、第7巻2号、1941年2月号、46頁

当時浄土宗が月三回発行していた、浄土教報の第307号（1897年11月25日発行）の6頁に次の記事が掲載されている。

「岩本氏本校に講話す 暹羅探検家を以て有名なる岩本千綱氏は伊達靈堅師の紹介を以て去る十二日宗学本校学生及有志者の為に暹羅仏僧の資格にて一場の講演を開き其旅行中の経歴暹羅老撾二国に関する政治風俗教育宗教に関し前後四時間に亘るの長演説をなしたり右講演大体の筆記は次号本誌に掲げて読者の一覽に供すべし」。

岩本は講演を、以下のように切り出した。

予は今紹介せられたる如く日本にありては、俗体として岩本千綱と称し、暹羅にありてはバンケラー（ママ）寺のクーン和尚を師としてプラ、ヨックと称す、プラとは僧、ヨック [oon] とは太陽の曙光地平線上に出でんとする所を云ふ（東方日出国の人なるを以て此名を受けたり）今日は予が旅行中の事状を談ぜむが為に暹羅僧侶の資格を以て此壇上に現われたり、而して予が今着せる偏袒黄色の服装は実に暹羅僧侶の服にして其大礼服となす所也、蓋し同国の僧侶に五種の被着法あり、曰く大礼服曰く礼服曰く平服曰く托鉢服曰く旅行服なり、是服装の異なるにあらず、一種の服にして其被着方法によりて名を異にせる也、

今日講演する所は暹羅、老撾、東京（トンキン）の諸国に亘る是諸国が互に相隣接せるを以て也、（茲にて板に略図を記す）先談話中の要項を示さば第一暹羅位置第二其人情風俗附衣食住の事第三其政治并地方制度第四宗教及教育第五農商業軍事及結論第六老撾の位置第七其人情風俗及衣食住第八其政治旧王家第九宗教々育第十農商業軍事第十一東京安南の一斑第十二結論なり大体かく別つと雖談話中犬牙錯綜し順序甚だ混雑することあらん、而して事宗教に関せざるもの亦多々なるべしと雖談話の順次勢之に亘らざるべからざるものあるを以て斯く種々の事項を拈提することとなせり

談話の初めに当り聊か予が経歴を舒すべし予は高知県土族にして明治六年陸軍幼年学校に入り九年進むで士官学校に入り十二年卒業し廿一年まで士官として熊本佐倉青森東京新發田に職を奉ぜり、其新發田にありし際友人の保安条例にて退去を命ぜられて来れるものあり、一夜共に会して一夕の酔を買へり、然るに事官の察知する所となり身に寸毫の疚しきなしと雖遂に辞職せざるべからざるに至りたり、爾来少く東洋の形勢に考ふる所あり種々沈思の末遂に暹羅に通商殖民するを以て策の最得たるものとなし廿五年初て彼地に渡り爾来往復前後十回其間稍微力を致したり然るに昨年に至り彼地に公使館の新設あり事業漸く挙らんとするの兆候を呈し来りたれば、予は進むで益内地の探検に従事し併せて高丘親王の御遺跡を探究せんことを企図するに至りたりき<sup>44</sup> また、岩本は講演の最終部分で次のように述べている。

「ある宗教雑誌の中には岩本は人を欺きて山中を通る贗僧也と書したる者もある趣なれど予等はバンケラー（ママ）寺のクーン僧正に就きて正式の得度をなし旅行中決して僧侶たるの行為に恥ることをなさず否寧ろ人民を教化して幾分仏徳を仰がしめたりし事も多しとす、豈顧みて自ら疚しとせむや」<sup>45</sup>。

出家したことを証する、最も重要な証拠は、得度式を主宰した戒和上（ウパチャー、พระอุปัชฌาย์）

<sup>44</sup> 『浄土教報』第308号，1897年12月5日，3頁

<sup>45</sup> 『浄土教報』第310号，1897年12月25日，5頁

の存在である。岩本は、バンケラ寺のクーン和尚をウパチャーとして正式に得度した、プラ・マック (พระออก) という名のシャム僧侶であり、三国を「旅行中決して僧侶たるの行為に恥ること」、疚しい行いをしなかったと断言している。

岩本は「髪を剃って僧と成」ったのであり、髪を剃って僧に化けただけなのではないかと疑いを否定している。この発言は、2ヶ月後の曹洞宗大学林における講演（後述）とは一致してはいない。それ以上に、理解しがたいことは、シャム僧侶たるの行為に恥じる行いはしなかったと堂々と述べているにも拘わらず、この講演より2ヶ月前半に上梓した、自著『暹羅老撾安南三国探検実記』では、旅行中東北タイで1897年1月20日夜に、仏教の基本戒律である五戒に反して、村民に嘘をついて、酒を飲んだこと、つまり五戒中の二戒を故意に破ったことを、これまた堂々と次のように書いていることである。

二十日晴 早発午後五時頃コンタン村 [บ้านคอมตาด ] に着す寺院なし例に依り村長の家に投ぜんとす此時鉄脚 [岩本千綱]、三無 [山本鋸介] を顧みて曰く君暫く待て一の緊急動議ありと三無何事かと驚て路傍の草上に坐す鉄脚徐に説出して曰く回顧すれば磐城 [盤谷] を出でてより此に三旬余幾多の危難災厄を凌ぎ死に瀕すること亦一再ならず然れども幸にして暹境を踏破し明日は其北端なるノンカイ市に達すべし豈祝賀すべきの至ならずや今宵は宜しく禁酒の戒を破り土人を欺きて聊か祝盃を挙ぐべしと此意外なる動議には流石の三無も驚くかと思ひの外満面崩るる許りに打ち喜び双手を挙げて賛成せり左れば之より其準備に取掛らんと先づ村長の家を叩きて番小屋 (此辺各村とも村端に番小屋あり) 借用の儀を申入れ其承諾を得て更らに曰く坊等が俗家の宿泊を避けて汚穢 (むさ) き番小屋に一夜を明す所以のもの蓋し衆生済度の重きを知ればなり村内若 (もし) 熱病に罹り居るものあらば釈尊直伝の妙薬を与ふるを以て坊等の宿処に参拜せしむべし尤も同妙薬を酒に混じて飲むものなれば望のものは一瓶の酒を持参すべしと告げ終て村端の小屋に入り愚直なる村長は坊等の言を信じ村内へ触れ廻りし者と見え良 (やや) 久して五名の土人各々一瓶の酒を携へ来り只管 (ひたすら) 妙薬を得んことを乞ふ鉄脚曰く徹宵祈願して然る後授与すべければ明旦を以て来るべしと土人三拜九拜し去る此に於て二坊は莞然本質を顯はし計略の図に中りしを祝しつつ鉄鉢の蓋に酒を盛り鉢中の塩魚を取出し且つ飲み且つ談じ夜半肱を枕にして睡る其愉快なりし情勢は恐らくは二坊の外之を知るものなからん本日の行程十一哩余

二十一日晴 釈尊直伝の薬取りは早や玄関否番小屋へ寄来れり二坊は早起飲残りの瓶中へ水を盛りキニーネと宝丹とを打込て来客を待ち居たれば勿体らしく之を目八分に捧げ扱て土人等に告て曰く汝等何の仏縁ありてか此の妙薬を戴くを得る病者一たび之を服すれば病立 (たちどころ) に治すべし尤も不信の輩には毫も効験なかるべしと甘 (うま) く一道の遁辞を設け化の皮の剥げざる間にと土上に踞して礼拝する土人を跡に番小屋を出たり<sup>46</sup>

岩本の浄土宗学本校での講演の自己紹介には、外にも虚偽がある。一つは、1888年に陸軍の将校を中尉で辞めた理由。彼の言うように政治問題に絡んで辞職に追い込まれたものではなく、借金などの私生活上の素行不良が原因となって免職されたのが真相である。しかし、世間体を繕うためにはこのような言い訳が必要であったのであろう。

<sup>46</sup> 岩本千綱『暹羅老撾安南三国探検実記』、博文館、東京、1897年8月30日発行、68-69頁



もう一つは、タイへの渡航歴である。彼は明治 25（西暦 1892）年にタイに初渡航して以来、1897 年 11 月半ばの講演時まで、「[明治] 廿五年初て彼地に渡り爾来往復前后十回」と語っている。1 往復とは、往路復路各 1 回を以て初めて 1 往復と数えることは言うまでもないことである。岩本は、この間、10 往復したと語っているが、実際は旅券下付記録<sup>47</sup>に見るように 5 往復しかしていない。こ  
こだけではなく、他にも 10 往復と語っているので、不注意による言い間違いではなく、故意に倍に水増ししているのである。

## 2. 岩本千綱の曹洞宗大学林での講演

1898 年 1 月 23 日（日曜日）、曹洞宗大学林（当時は、麻布北日ヶ窪（現六本木）に所在、駒澤大学の前身）で、曹洞宗の学生・僧侶の団体である和融会が主催した岩本千綱講演会が開催された。

和融会の月刊誌『和融誌』第 12 号（明治 31 年 2 月 10 日発行）は、「和融会一月の小会、去月第四日曜日 [1898 年 1 月 23 日（日）] には大学林内に和融会月次会を開き、曾て久しく暹羅国に遊歴されたる岩本千綱氏を聘し彼地の国情風俗及び宗教即ち仏教上の談話を聴き、大中学林の会員は一同新知識を得たるの感ありき」（同号、目次のウラ頁）と報じ、岩本の講演速記を、「暹羅老撾安南三国探検」というタイトルで、『和融誌』第 13 号、14 号、16 号、17 号に 4 回に分けて掲載した。

この岩本千綱講演の企画等について、曹洞宗僧侶来馬琢道（1877-1964）は、『黙仙禪師南国巡禮記』（平和書院、1916 年）の中で、次のように書いている。

岩本氏の探検の事は、予が、まだ大学 [曹洞宗大学林] に居た頃、特に予が氏の寓居を訪（と）ひて、大学の講堂に講演されんことを依頼した関係もあるから、比較的詳しく記憶している、氏は、何等かの目的を以て此国に來り、種々の計画を立てて居る間、山本銀介氏と知合になり、明治二十九年十二月から百十一日間に、暹羅、老撾、安南の三ヶ国を跋涉したのである、此兩人は、金は無し、又普通の旅客と名乗つては、途中の危険のある事を慮つたので、俄かに僧侶の姿となり、暹羅式の法衣に身を装ほひて、しかも日本の僧侶と云ふ名義で内地へ向つたとの事である、…何分兩人ともに日本の僧侶で無いから殆ど御經を学んだ事がないので、時々村民から經文を読む様に頼まれると百計尽きて遂に、「梅ヶ枝の手水鉢、叩いてお金が出るならば」、と云ふ大津絵の文句に暹羅式の節をつけて阿房陀羅經以上の出鱈目を並べて歩いたと云ふ事である、是れは岩本氏自身も余等に向つて話した事であり、又磐谷に於ても、古い邦人諸君は能く知つて居る事である、岩本氏は斯くの如く暹羅に於て、他人の余り有して居らぬ智識を有し、殊に明治三十三年仏舎利奉迎の爲め、日本の仏教徒が此国に來た時には種々心配して呉れたと云ふ事であるが、今や氏は暹羅国に関する事業を放擲して緬甸より雲南の方面に於て何か事業を経営しつつあると云ふ事である、而して山本氏は不幸にも此探検を終つてハノイに到着し、是れより香港に向はんとする時に、山間に於て得たる風土病の爲めに落命する悲運に遇はれたので、吾々は茲に一人の暹羅通の日本人を失つたのである<sup>48</sup>

岩本の曹洞宗大学林における講演は、1892 年の初訪タイ以来 6 年間のタイ知識を総集したもの  
と見ることができる。講演の冒頭で、彼は「暹羅の事柄を仮りに十項に分けて御話致します、第一は

<sup>47</sup> 前掲拙稿「1890 年代に於ける岩本千綱の冒険的タイ事業：渡タイ（シャム）前の経歴と移民事業を中心に（上）」、160 頁

<sup>48</sup> 来馬琢道『黙仙禪師南国巡禮記』、平和書院、1916 年、132-135 頁

暹羅王国の略歴史、第二 暹羅国の地理気候、第三は同じく人情、風俗、習慣、衣食住等、第四は国体、政治、法律、第五は軍事、財政、貿易等、第六は物質的文明及び教育等、第七は宗教、第八は種々なる儀式に就ての雑話、第九は昔より今日に至る迄日本と暹羅と交通の沿革、第十は結論としまして、是れに就ての所感を述べる積りであります<sup>49</sup>と述べ、それぞれの項目を説明した。更にこの講演を前席として、「後席に旅行中の出来事、並に高岳親王に關せし御話」(同上誌、44頁)をしたが、後席の内容は同誌に掲載されてない。後席では質疑応答も行われたものと思われるが、前席の十項の速記記録中には見当たらない発言、例えば上記に引用した来馬著作中の「俄かに僧侶の姿となり、暹羅式の法衣に身を装ほひて、しかも日本の僧侶と云ふ名義」の一節中の「日本の僧侶と云ふ名義」などは、後席で語った可能性もあるし、前席の話中にあったが、速記者若くは編集者が省略した可能性もあり得る。

岩本の前席講演の第4部分が掲載されている和融誌の17号は、本来保存されているはずの駒澤大学図書館も含め、筆者が思いつく限りの検索を行った限りでは、どの図書館でも欠本となっており、読むことができないのは残念である。

岩本は前席講演十項中の第七項、第八項で、曹洞宗の僧侶や学生、即ち仏教専門家を前に、仏教に関しては素人であると断って、タイの仏教、仏教関連儀礼、僧形で三国探険に上った理由などを次のように語った。

第七 宗教のことは、前に御断り申せし通り、私は宗教は少しも分りません故、随て注意も薄ふあります、処で一昨年[1896年]十二月廿日暹羅を出でて、去年[1897年]四月九日迄百十一日の間、暹羅老撾安南の三国を旅行する其必要の為め僧侶になつた、,,,(ママ)少しは間違つて居るか知りませんが、私が目で見、耳で聞いたことを話すこと故、烏と鷺の如く甚敷間違ひはなからうと思ひます、さて印度は仏教の盛なる国と云ふことを聞き居りますが、私が今日迄実換した処では、暹羅の如き仏教の盛なる国は他にあるまいと思ひます、一般宗教心はドーかと云ふに上国王より、下下等人民に至る迄、天地間に貴ひものは独り釈尊のみと云ふ觀念があり、素より暹羅は一宗一派で宗教と云へば、本尊の外何んにもない位で、御寺へ参つて見ても、御像は立像と坐像とありまして、立像は御足を揃へてコー両手をだらつと下げたと前に突き出すと(此処手を以て形容す)二ツ 坐像はあぐらをかいて左の手を下げたのと両手重ねて膝上に置きしと二ツ、都合四ツあるそれだけで、寺院によりては二十も三十も飾つてある像が、今御話の四形の釈尊像の外は、何にもありません、如此彼れ土人等は、生れながらにして天地間貴ひものは、釈尊とのみ心得、それを親から子へ口伝へに次第々々に遺伝となり、理屈や学問上から貴ぶの何んのと云ふことはない、僧侶は釈尊の代表者たる活仏である故自身は如何なる苦みをしても之に供養せんければならんと云ふことが、充分脳髓に浸み込んで居る、それ故へ耶蘇教が仏蘭西より這入つて居つても、充分弘まらん、ソコデ田舎へ行て見ると茅草の中に石造の巖然たる実に見驚くような、教会堂が建つて居り、仏蘭西の宣教師、若くは暹羅の牧師を置き又た隣国柬埔寨(カンボジア)或は安南杯の孤兒にて十二三才より十七八才の小僧を集め、黒衣を着せ十字架を懸けさせ、食料小費(こづかひ)を与へ数十人も養てあり、其熱心に信者を拵(こしら)へ様として

<sup>49</sup> 岩本千綱君口演・文狭[挾]廣文速記「暹羅老撾安南三国探険談」、『和融誌』第13号、1898年3月10日、44頁

居るは実に感心であります、現に私が調べた処で教会堂が十六個所仏蘭西の宣教師が四十人以上這入つて居り、亜米利加よりも来て居ります、箇様に金を使ひ宗旨を弘めようとしても、信ずるものが少ない,,, (ママ) にも拘はらず、偽せ們的俄出来の偽せ坊さんが (大笑) 一昨廿九年十二月十日より廿日迄纔か十日間の即成就業にて、内地を跋涉し処々にて説法を為したるに何れも、皆々信心渴仰して涙を流して、恐入つて謹聴し、ソー云ふ風である故、仏教に対する観念は甚だ深い、只だ釈尊に対しては無上に難有いと云ふ丈けであります、現今磐谷へは日本僧上村観光 (編者曰く氏は本年二月熱病の爲め帰朝せりと云ふ) 並に浄土宗の本校より概旭乗氏杯が参つて居りますが、之れは私が添書をして送りました、此の前真宗から織田得能氏杯も二三年遊学しました、全体暹羅の仏教の組織はドーかと云ふと、二派に分れて居り、一はタマユ (旧教) 一はマハニカイ (新教) です、之れは何頃より分れたかと云ふに、前国王が仏教の弊害を直さん為め改革の便利上二派に分け、中途にして崩御せられた、故未だ充分二派の相違を見出しません、読経とか托鉢とか [の] 点に於て、少しは違つた処もある様です、若しも前国王が生きて居りましたなれば必ず、教義や教法等の改正があつたかと思はれます、兎に角只今ではタマユ (旧教) を国教として、遵奉して居ります

第八 儀式等に就て序に御話申しますが、凡て儀式上の事は必ず僧侶が立会し、冠婚葬祭は勿論の事で、暹羅には三大儀式と云ふものがある第一は剃髮式、第二は結婚式、第三は葬礼式です、第一の剃髮式は凡て丁年 [成年] に到れば必ず、一度は髪を剃つて僧侶となる、仮令ひ帝王の貴きも一度は僧侶にならんければならん、僧侶にならんものは、人にして人に非ずと云ふ位です、ソコデ皇太子の如きも大抵十三四才になると髪を剃つて、衣を着て寺に入り勤行をなし、それから一月なり二月なり裸足で毎朝托鉢して仏に奉へると云ふことになつて居り、此の剃髮式は実に広大なことで、此の式は日本で云ふと恰も元服式の様なもので、多数の僧侶達が立会ふことになつて居ります、第二結婚式は僧侶が立会人となりて、施行し之れは私が去年長途旅行中老撾国のソン市に於てポン家と云ふ、華族の家に投宿して自分で実行して来ました、それから第三の葬礼式は中々騒ぎです、見世物を出すやら芝居をするやら種々様々の事をします、又沢山の施しを致します、華族の葬礼は極手軽な処で二三万円内外、少し気がきいて居れば七八万円も費します、それで毎日々々僧侶が経文を誦み親戚は喪服 (白衣) を着て之に臨み、芝居見物人も多く集り饅飴 [ウドン] 店おでん屋等,,, (ママ) 種々様々の事をやる、まるで日本の御祭りの如く騒いで、愈々終りに火葬に致し (暹羅には土葬はありません) 身分のある人には国王臨幸ありて第一に点火致します、されど必ず僧侶は正席につきます、どのような儀式でも僧侶が望ねば正式にあらずと致して居ります、ソコデその僧侶はどれ程の智徳があるかと云ふに、別に智識徳望も何んにもない様です、首府磐谷がその通りである故、内地は無学無識の僧侶のみで論より証拠、私の様な何も心得ぬものでさへ普通の教育あれば日本の知識で立派に通用します、凡て僧侶の務めは朝、もつくら起きて薄明きに拘はらず、釈尊の前に端坐し御経を一巻読誦し終りて、銘々鉄鉢を肩にし托鉢に出かけ、人民は皆門の戸口に出でて飯或は菜杯を供養します彼国の僧侶は御承知の通り、飲酒邪淫を非常に厳禁してありますが、肉食は豕でも牛でも何でも食ふて差支ない、鉄鉢を出しますと、供養者が其中へ供物を入れ後へ退いて礼拝して居ります、私は七十才ばかりの老女

が一文銭を上げて、恭しくおがんで居るを見ました<sup>50</sup>

上記第七項で岩本自身が、「偽せ目的の俄（にわか）出来の偽せ坊さんが（大笑）一昨廿九年十二月十日より廿日迄纔か十日間の即成就業」と、「偽せ坊さん」と自称している<sup>51</sup>。

臆面もなく自ら「偽坊主」を自認しているのである。岩本がバンケラ寺で、形式上は本当に沙弥か比丘に出家していたとしても、村民を騙して酒をもってこらせて隠れて飲んだなどという彼の三国探検実記の記述からは、上座部仏教の出家者として戒律を守ろうなどという気持ちは、持ち合わせてはいなかったことは明白であり、信仰心に基づいた出家ではないので、彼をタイ仏教における最初の日本人出家者と認定することには無理がある。

しかし、偽者でも、僧侶としての行儀作法、振舞を身に付けることは重要である。そこで、1896年12月10日からバンコクを発つ12月20日までの10日間、多分バンケラ寺に住みこんで学習したものようである。

また、上記引用文中で岩本は「全体暹羅の仏教の組織はドーかと云ふと、二派に分れて居り、一はタマユ（旧教）一はマハニカイ（新教）です」と述べている。これは、取り違えであり、正しくは、タマユ（タマユット）派が新教であり、マハニカイ（マハーニカーイ）は旧教である<sup>52</sup>。

<sup>50</sup> 前陸軍中尉岩本千綱君口演・文狭〔挟〕廣文速記「暹羅老嫗安南三国探検談（承前）」、『和融誌』第16号、1898年6月10日、16-18頁

<sup>51</sup> 1901年当時、岩本千綱（号は鉄脚）は京都に住んでいたが、同市の因幡薬師（平等寺）で開催される演説会で、「暹羅国活歴談（シヤム僧侶の服装にて） 岩本鉄脚」というタイトルで語る予定であることが次のように案内されている。

大日本慈善学会は今回大に業務を拡張せんとするに際し今十五日明十六日の両夜松原不明因幡薬師方丈に於て大幻灯及び演説会を開く由にて副会長大谷瑩温師より懇切なる案内状を送られたり当日の弁士は

- 一 開会之趣意 子坂智膳
- 一 北清事件幻灯（義和団蜂起より大沽陥落まで） 佐野次郎
- 一 演題未定 古河経年
- 一 暹羅国活歴談（シヤム僧侶の服装にて） 岩本鉄脚
- 一 慈善に付いて 蕪木賢順
- 一 仏骨奉迎写真大幻灯 岩本鉄脚
- 一 本会趣意書 三浦寛亮
- 一 本会舎生之履歴談 蓮岡法麟
- 一 所感 佐野次郎・古市伊之太郎
- 一 慈善学会幻灯 岩上行坡
- 一 北清事件幻灯（天津激戦より北京陥落まで） 佐野次郎（『教学報知』1901年2月15日号）。

「シヤム僧侶の服装にて」という表現からは、ただ僧形を真似ただけというニュアンスが伝わってくる。

<sup>52</sup> 生田得能は、1891年2月出版の『暹羅仏教事情』（真宗法話会）52-53頁で、タマユットとマハーニカーイとの違いを次のように記している。

仏教此国〔シヤム〕に伝はりてより、宗旨に於て一の波瀾を生ぜしことなし、彼徒我日本に十三宗三十派ありと聞て、大に之を驚き、且つ怪て曰く、信徒何れの処にか適帰せんと、而して彼国の先帝（今王の父）比丘たりしとき、一派を創立して古来の宗制を改革せり、是に於て国内始めて二派を生じ、旧派をマハーニカーヤ〔マハーニカーイ〕と称し、新派をタマユチカーヤ〔タマユット〕と称す、然れども是れ唯法衣の裁制、或は経文の読法等に関する、儀式制度の改革に止り、更に宗義に係りて異同を生ぜしにあらざれば、宗旨は尚無二の体面を保つなり、而して新派は寺院僧侶共に少しと雖も、寺院壯麗にして僧侶英邁なり

このように、生田は、両派は儀式制度の違いに止まり、宗義の違いは存在しないと述べている。

この点は、同時代のタイのインテリ王族チャンドラダッタ（チャントラタット）親王（พระเจ้าวรวงศ์เธอ พระองค์เจ้า จันทพรพิชญ์ 1860-1932）も同様の見解であった。

松山松太郎を中心とする海外宣教会が仏教の国際交流のために発行した英文雑誌『亜細亜之宝珠（THE BIJOU OF ASIA）』は、印度、米国、英国に次いでシヤムの5ヶ所にも贈呈された。この雑誌を読んだチャンドラダッタの返信が、海外宣教会『海外仏教事情 第一集』（1889年4月刊）108-109頁に次のように掲載されている。



岩本は、同様の取り違えを、三国探検実記にも記している<sup>53</sup>。

1900年初め、稲垣満次郎公使の努力によりタイのチュラーロンコーン王からの仏舎利寄贈の話が出てくると、この寄贈を利用しようと企んだ、真宗大谷派（東本願寺）の当時の最有力者、石川舜台（1842-1931）は、岩本千綱に千円を与えて同年3月に渡タイさせ仏舎利奉迎活動に従事させた<sup>54</sup>。それから数年間、岩本は京都に住み着き、仏教関係者と交流した。これによって岩本の仏教に関する知識は深まったようであるが、僧形で三国探検をした1896-7年時には、彼の仏教理解は浅かった。

チャンドラル（ママ）・ダッタ氏書信（1888年9月 サイアム、バンコク発）拝啓 有益なる新紙垂細亜の宝珠御送と被下正に落手仕候速に全紙を通読せしに誠に是れ宝珠の名に背かず甚だ貴重なる一新紙なるを感し小生をして喜悦に堪えざらしめたり而して小生は貴紙を視て生死の暗夜を照し万人をして其正路を知らしむる一光明の煥發したるが如く覺へたり貴君等は此貴重なる新誌贈与を受けたる者に向ひ仏教上感ずる所を陳べて貴君等に示さんことを丁寧に求められ而して小生は此培養を蒙りたる一人なり故に小生は貴需に従ひ左にサイアム仏教に就き又小生が仏の大法に関して考ふる所ろに就き聊か陳述せんとす

然るに小生は茲にサイアム仏教の詳細を陳ぶるを欲せず是れ貴君等は既に之を熟知せらるることを思へばなり当地には仏教分れて二派となることセイロンに於けるが如し此二派の別は畢竟戒律を守るの寛嚴及び着衣の方法相異なるのみにして決して重要な点に於て差あるにあらず其根本の法理教義に至りては諸仏教国に通じて同一一般なるなり故に此単純なる陳述を以て諸君をして当国の仏教の大要を知らしむるに足れりとす

熟々惟みるに仏教は万有の学にして唯一完全なるものなり我が身辺を取り囲める許多の奥蜜不可思議を顯はすものなり是れ西洋諸国の有形的諸学科の証左する所にして決して空言にあらず小生は宇宙間に三大存在して有情非情を合成するを信ず此有情非情は既知的に属するあり或は未知的に属するあり而して所謂三大とは即ち物、力、空、是なり此三大は共存して…

1905年から1912年までバンコクで日本員員のワット・サケート寺住職プラタムターナーチャー（1850-1920）のお蔭で同寺の僧坊に宿泊を許され、住職に随行して各地を回った、黄檗僧溪道元（1877-1966、1956年に黄檗宗大本山萬福寺52代住持）は、1908年10月1日から4ヶ月間に亘る、コーラート、ピマーイ、プリラム等の東北タイ旅行の報告の中で、コーラート市内の寺院について次のように記し、マハニカイについて正しく理解している。

コーラート市は磐谷府より僅かに二百哩の距離に候へ共氣候及人情風俗等は余程異り居り申候 当市は暹国東北部中第一の都市にして北緯十四度五十九分東経百四度十分の処にあり 仏領老撾の国境なるノンカイ市迄は徒歩十二日間にして達し得べく候 戸数は四千計にして人口は約二万と称し居り申候 市中に十ヶ寺余の寺院あれども何れも古跡として見るべきものなく各々百年以後の建築にして僧侶も磐谷府の各寺院に於ける僧侶に比し智識は劣れる方に御座候 此辺の寺院は総てマハニカイ（旧教）にして自然戒律亦も嚴重に無之 僧侶の勤めとしては毎朝一度行鉢に出ずるのみ朝暮之誦經も致さず実に吞気なものに御座候 当市にて第一の地位を有しつつあるはワットクラング [Wanang] と称する寺院にして住職は（ハラサツサマーン）師 当府第一の高僧として人民の崇信致し居るものに御座候 当寺のみは毎月四回のワンプラ（仏日）には説教も致し居り且つ小学校の設けありて児童教育に従事致し居り候 他にも付属小学校の有るもの一ヶ寺有之候 重なる教員（僧侶）は磐谷府より雇ひ来り候るものに御座候（溪慳堂（道元）「暹羅国北部の宗教状態」、『禪宗』第170号、1909年5月号、44-47頁）。

<sup>53</sup> 「此に暹領紀行を終るに臨み坊等が通過せし地方及び其付近の氣候人情風俗交通及び農商業軍事宗教地方制度等の概要を一括し左に記述すべし」として、

宗教 人は言ふ暹羅を世界第一の仏教国なりと夫れ或は然らん然れども坊等原（も）と宗教家にあらざるを以て其觀察亦た杜撰誤解のこなき能はず故に茲には単に其実地見聞に係る処の大略を述ぶるのみ

暹羅国は上皇太子の尊（たつとき）より下土民に到る迄一たび仏門に入りて僧となるを慣習となす而して大僧正以下夫々の位格ありと雖も日本の如く法衣の制を以て之を区別する等の事なし

宗派にタマユ（旧教）マハニカイ（新教）の二流あれども只誦經の法、法衣の工合（ぐあい）托鉢の式等其他些細なる差違あるのみにて素より区別を立る程のこなし故に暹羅の仏教は一に釈尊の膝下に奉仕するの宗派と云ふを以て適當なるものと信ず旭日未だ微光を放たざるに早く已に数名の僧侶幾群となく鉄鉢を肩にし戸前に立ちて托鉢するを觀る元來暹羅の僧は朝屋に食ふて午後に至れば流動物の外口にするを許されず又飲酒は嚴禁なれども肉食は差支なし僻陋の地にては托鉢は一つの儀式に止り人民より朝屋共食物を寺院に持ち運ぶを常とし（全体朝食は托鉢物を喰ひ其残物を昼食とするを法とす）渠等（かれら）は之を以て其義務と為すものに似たり（前掲岩本千綱『暹羅、老撾、安南三国探検実記』、71-72頁）。

<sup>54</sup> 鹿野久恒編『傑僧石川舜台言行録』、仏教文化協会、金沢、1951年、145-146頁

#### IV. 三国探検実記の質

1897年1月4日にバンコクに到着した川上操六参謀次長一行は、当時バンコクで日本人会第2代目会長をしていた、鹿児島県士族磯長海洲（写真師）から、「岩本は先達でコラット [コーラート] の方に赴くとて行けり。元来同人当地にて失策したる故、罪滅しの為め僧となり行くとて、吹聴せり。然れども実際は当地に彷徨し居るとの説あり」という話を聞いたことは前述した。

三国探検実記は、岩本千綱と山本銀介が河船でバンコクを発ったのは、1896年12月20日の早朝であると記している。同書は、後述のように12月22日に岩本等がサラブリーでチュラーロンコーン王一行のお召し列車に遭遇した際の状況を詳述しているが、その内容は正確な記録が残るチュラーロンコーン王のコーラート鉄道建設地訪問の行程と一致している。バンコク・サラブリー間は約110キロ。12月22日には岩本等はサラブリーに到着していることは争えないから、逆算して、20日早朝にバンコクを発ったことは間違いないはずである。

さて、本稿では岩本等が跋涉した三国（タイ、ラオス、ベトナム）中、タイ部分のコーラートまでの旅行についてのみ通過・滞在地名や道中の様子のいくつかを具体的に検討したい。タイ部分に限定するのは、三国探検実記に記されている地名の多くは実際の発音と乖離しており、かつ小村落は地図に見あたらないものもあるので、タイ部分の地名の多くも当時の詳しい地図と丁寧に照合して推定しなければならないからである。それ故、ラオス、ベトナム部分で同様の作業をすることは、筆者の能力を超えている。

岩本等は1896年12月20日にバンコクを発ち、翌年1月21日にラオス国境の町ノンカーイに到着した。三国探検実記は、この行程は約437マイル（約703キロ）、33日で踏破したと記している。なお、バンコクからノンカーイまでの直線距離は515キロ、今日陸上を道路で移動した場合の距離は、約388マイル（約624キロ）である。

岩本等の三国旅行の特徴として、上記僧形での旅行であったことの外に次の点を指摘できる。

一つは、内地旅行のために必要な正規の許可手続きを取らなかったことである。そのため、コーラートまでは、役人の目を避けながら進まざるを得なかった。彼らの旅行は、条約により外国人が自由に往来できる「首府外4哩の点より小舟行程24時間の圈内」を越えるものであるから、日本政府の依頼により当時在タイ日本人の保護を担当していたフランス公使に依頼して、タイ外務省を通じてタイ内務省に内地通行免状（パスポート）の発給を求める必要があった。しかし、岩本等はこの手続きを踏まなかった。

内地通行免状なしにバンコクを離れた岩本等は、12月30日の夜、コーラートで野宿中に、泥棒に遭い、結局同地のフランス副領事館に保護を求めて駆け込んだ。

因みに、資料で判明する限り、タイ内地旅行の免状を得た最初の日本人は、柘植廣海（つげ・ひろみ、1876-?）である。外務省記録の旅券下付表によれば、柘植は長崎県平民で、19歳2ヶ月の1895年12月17日にタイ渡航のために旅券の下付を受けた。

1896年4月初め、二度目のタイ渡航でバンコクに到着した宮崎滔天は、日本から同行した桜木商店員がコレラに罹患した際、手伝ってくれた一人に「柘植呑海」なるものがいたことを自著『三十三年の夢』（国光書房、1902年、97-99頁）に書いている。この「呑海」は誤記で、正しくは「廣海」であろう。

稲垣満次郎初代駐タイ公使は、1897年5月28日にバンコクに着任した。1897年9月14日に稲垣はテーワウォン外相に、栢植廣海にコーラート行きの免状（パスポート）の発給を依頼し、同外相は9月18日付で免状を稲垣に送付してきた<sup>55</sup>。栢植が直ちにコーラートに出発していれば、岩本等に遅れること、僅かに9ヶ月に過ぎない。当時の栢植は、満20歳である。

岩本等の三国旅行のもう一つの特徴は、僅か二人だけで、しかも虎や盗賊追剥ぎに備えた護身用の武器も携帯しなかったことである。

彼らが歩いたノンカーイまでの街道は、バンコクと東北タイを結ぶ幹線道であり、人の往来も少なくなかった。

殊に、この時期は中部タイからウィエンチャン地方に帰還するラーオ人の集団移動が頻繁であった。19世紀前半にバンコク王朝によって先祖が中部タイ各地に強制移住させられたラーオ系の人々に、タイ政府は1893年10月3日調印のフランス・タイ条約によって故地への帰還を認めた。これを根拠として、数十家族、200～400人単位で、ある場合には数千人規模でラオスに帰還していた。

バンコクのフランス総領事館が、中部タイのラーオ系住民の住む地方に人員を派遣して、故地帰還の希望者を募った。帰還希望人名リスト（名前は両親のみ、子供は男女別に人数のみを記載）を、フランス総領事はテーワウォン外相に提出して、通行許可証の下付と通過する地方の役人に便宜供与を指示する文書の発給を求めた。この後、総領事館から派遣された先導者に従い、ラーオ人たちは旅立った。

また、当時バンコクとノンカーイに近いウドンとの間には、既に電報だけでなく郵便も通じていた。岩本等が歩いたのは、昼尚暗いという熱帯のジャングルではなく、乾期のために落葉が始まった疎林地帯である。東北タイの12月や1月は、涼しく、時には肌寒い、降雨がないのでぬかるみもなく歩き易いだけでなく、熱帯性マラリアの原因であるハマダラ蚊の発生も少ない。最も快適に徒歩旅行ができるシーズンである。

とは言え、猛虎を避けることはできなかった。岩本・山本の二人組は、ノンカーイまでの行路で、2回恐怖の体験をしている<sup>56</sup>。

さて、岩本千綱と山本鋌介は、1896年12月20日早朝バンコクから定期船アドミラル号に乗ってアユタヤに向かい、マー村（バーン・マー，บ้านม้า，国鉄アユタヤ駅から1キロの地点）で下船すると、

「遙に日本村の旧跡に向ひて〔山田〕長政以下の英霊を拝し心竈に此の行の安全ならんことを祈念しつつコラット〔コーラート〕鉄道線路を東方（ママ）に向ひ此に愈々徒歩旅行の序幕を開けり左右

<sup>55</sup> NAT นท(ก)๒ ๑๓๓๓

<sup>56</sup> 岩本等が通行した時代のみならず、1930年代に至るまで東北タイの通行には虎の恐怖がつきものであった。

1934年にバンコクの文部省員からウドンの視学官への異動命令を受けたマーニット・チュムサーイは赴任途中の様子を次のように回想している。当時、国鉄はコーンケーンまでしか達しておらず、コーンケーンからウドンの間は牛車で二日かかった。途中で虎の棲息地である「うっかり虎」という山野があり、うっかりしてこの山中に野宿でもすると、虎の餌食にならぬとも限らなかった（『マーニット・チュムサーイ72歳記念本』タイ語、1980年、56頁）。また、1935年3月28日の国会で、クン・ウォラシットダルンウェートというノンカーイ県選出の民選議員が、郡庁に向いて人頭税を納付しなければならぬ人民の苦勞の実情を説明し、徴税官が村に来ることはできないかと政府に質問したが、その中で、郡庁から離れている村では、郡庁への往復に徒歩で2～3日を要するが、そのためには必ず仲間連れて行かねばならず、虎や野生象からの危害にビクビクしながら山中を通過することになる（『タイ官報、第52巻（仏暦2478年）』39-41頁）と、述べている。

に茫漠たる水田を眺め遠来の珍客を訝気に見遣る水牛に送られて直行矢の如く然も凸凹多き鉄道を進み行け共行け共満目同景憩はんに家なく道を問はんに人に出逢はず」。線路上を歩き 20 日の夜は「線路上に毛布を布きて法衣に夜露を凌ぎ名詮自称の枕木を枕として過去未来を語らひつつ睡魔に駆られ」（三国探検実記、以下同じ、12-13 頁）、眠りに就いた。

12 月 20 日の項の末尾に、コーラート鉄道建設の簡史を記し、建設中の鉄道を歩く目的を次のように書いている。

磐谷コラット間の鉄道は数年前より其布設に着手せしも請負者たる英国人某〔キャンベル〕が唯自家目前の利を計り一時誤魔化しの築造を為すに過ぎざれば随て其損所も多く結果終に曲直を法廷に争ふに至りしが彼狡徒は之を奇貨とし自ら倫動（ロンドン）に赴き弁明する処あるべしと揚言し殆ど工事を中止して英国に帰り今に帰還せずと云ふ此鉄道は目下暹羅国の一問題として同国に於ける内外有識者の着眼する処となり其成否は将来の政略商略に影響を及ぼす事寡（すくな）からざれば坊〔岩本〕は殊更に既成未成の本線路を踏査したりしなり磐谷よりコラットに至る約二百哩の短距離に比較上露宿の多かりしも之れが為なり此鉄道に関する見聞の詳細はコラット府の章に詳述すべし（13-14 頁）。

岩本は上記のように「鉄道に関する見聞の詳細はコラット府の章に詳述すべし」と書いているにも拘わらず、コラット府の章には鉄道については 1 行のみしか記していない。これは、三国探検実記が、十分な編集もされずに拙速に刊行されたことを示している。同書における、編集の欠如、校正の杜撰さについては以下でも指摘したい。

タイ政府は 1896 年 8 月 6 日に、紛争が絶えない英人キャンベルとの間のコーラート鉄道建設請負契約を解除しており、岩本等がコーラート鉄道建設地を歩いたのはその 4ヶ月半後のことである。この時は、鉄道局が鉄道建設を引き継いでいたはずである。なお、岩本が歩いた鉄路は、2 本のレール間の内側幅が 1.435 メーターという標準軌であった。しかし、その後、南タイ線が 1 メーターという狭軌で建設され、1920 年代にタイの鉄道は全て南タイ線と同様の狭軌に改軌された。

12 月 21 日「水牛の吼る声に仮寝の夢を破られ頭を擡（もたげ）れば日は早や三竿の上にありて水牛を逐ふ牧童農夫の鉄道線路を往復するもの数人ありたり此辺の土人本道の屈曲紆回（うかい）せるを嫌ひ多くは鉄道線を通行せり尤も汽車の通行は一週に一回若くは二回徐々たる貨車の往復を為すに過ぎざれば鉄道線を通行路に利用するも聊か危険の憂なし」、「九時頃プラケア村〔プラケアオ、พระแก้ว, マー村より 12 キロ〕に着す人家三四軒停車場あり」（14 頁）。ここで初めて托鉢らしきことをなし、その後歩いて「正午頃一構の洋風家屋を見る 思ふに鉄道掛なる洋人の住居ならんか 此辺総て森林田畑にしてまた一軒の人家を見ず鉄道線路は遙に村落の南方を馳するを以て人家は孰れも三哩乃至一哩余の北方に点せり 此日も亦た行暮れて寺院もなく人家も見当らざれば又候道傍の畑中に露宿」（16 頁）。

12 月 22 日「露宿地を発して例により鉄道線路を辿（たど）り午前十一時頃ペトリヲ駅（ママ）に達す此処は人家七八十戸あり素より粗糙（そそう）を極めたる茅屋なれ共暹羅の内地に取ては先づ中等の村落と云ふべきか扱当駅には前日より国王殿下の滞在あらせらるるとて俄か作りの仮宮殿あり扈従の皇族大臣等は多く寺院に宿泊せり」（16 頁）。岩本等は朝から食事をしておらず食を求め町に入ろうとするも、「思ひ直せば寺院局長の許可を得ず磐谷を飛び出したることの後めたく万一外務大臣



を始め面識の皇族貴族達に邂逅せば事体面倒となりて磐谷引戻の辱めを蒙ぶることなしとも云ふ可からず」(17頁)と考え直して諦め、タップクワーン方向に郊外を歩くと運良く食事の寄進を受けた。その後食べ残しを、森林の中で食べ、「早や発足せんとする一刹那一列車の轟々黒煙を吐て飛来するあり樹陰に隠れて窺へば是れなん国王殿下がタツコン〔正しくはタップクワーン、ทับทิม, 以下同じ〕村へ巡遊さるる一行にぞありける」(18頁)。

ゲーンコーイ駅からコーラート方向に6キロの地点に、現在のタイ国鉄のタップクワーン駅は位置する。このタップクワーン駅から現ヒンラップ駅まで13キロの距離がある。この日国王夫妻のお召し列車が向かったのは、現タップクワーン駅を通り越して更に約6.5キロ進んだ、レールが敷設されている最終点であった。後述のようにタイ官報は、この最終点をヒンラップと記している。そこから国王夫妻は徒歩で路盤の上を480メートルほど進み、路肩の左手にある石灰石の大岩を見学し、パー・サデット・パック (ผาเสด็จพัก, 「国王ご休憩の岩」の意) と命名、国王夫妻のイニシャルと115年(ラッタナコーシン暦)という年号を刻んだ。

最終点から更に6キロほどコーラート寄りに進むと現在のヒンラップ駅に達する。それ故、国王が列車で行った最終点は、現在のヒンラップ駅とタップクワーン駅の間に当たる。この位置から見て、岩本が国王は列車でタツコン(タップクワーン)村まで行ったと書いていることは誤りではない。

なお、タップクワーンからヒンラップにかけては石灰石の山で、今日セメント工場が林立している。国王が訪問した岩も、石灰石の塊である。

12月22日の夜も露宿となったが、「此夜国王殿下はタツコン村よりペトリヲ村(ママ)へ還啓ありたり本日里程十二哩位 本日の鉄道線路亦昨日と同じく直行東北に向ひ傾斜なき築道なり左右は八分通り水田にして一望千里間ま森林村落を散見するのみ」(19頁)。

岩本は12月22日午前11時にペトリヲ駅に達したと書いているが、これは明白な間違いである。ペトリヲ (เปตริว, 華僑は漢字では「北柳」と書く) は、チャチョンサオの別名であり、バンコクの東方に位置している。一方、岩本等が歩いたのはバンコクの北方であるから、完全な方向違いである。

岩本は、パークプリー (ปากพรือ, 漢字では「北標」、サラプリーの別名) と書くべきところを、少々発音が似ているペトリヲと書き間違えてしまったのである。

このような地名の取り違えは岩本の記述の信憑性、更には、彼は本当に三国探検をしたのであろうか、という疑念さえも生じさせ兼ねない。しかし、1896年12月22日午後には彼がパークプリーからタップクワーンに向かって歩いていたことは、間違いない。同日にチュラーロンコーン王はタップクワーン・ヒンラップ地区に、お召し列車で訪問したが、同じ方向に向けて歩いていた岩本等は、この列車に遅い昼食後(15時過ぎ)に追い越され、また、帰りの同列車とも夜(19時前)にすれ違った。岩本が、お召し列車と遭遇したと書いている時刻は、2回ともタイ官報の記録とほぼ一致している。これは実際に通行していなければ判らないことである<sup>57</sup>。

<sup>57</sup> タイ官報によって、1896年11月-12月の国王の日程を見ると、次のようになる。

1896年11月18日に、国王夫妻はバンコクの王宮からファランポン駅に向かい、そこからお召し列車で1時間余の場所、ランシット運河の西水門(チュラーロンコーン水門と命名)の開通式に臨席した。同運河はシャム運河用水路掘削会社が新田開発のために国王から特許を得て、西側のブレイムプラチャーゴーン運河から東側のナコーンナーヨック川まで幅16メートルで、1137セン(45.48キロ)を掘削したものである。西水門を開通した後、国王夫妻は運河を東に向け航行し、夕刻にナコーンナーヨック側の東水門(皇后の名を取ってサオワパーポンシー水門と命名)の開通式に臨んだ。翌19日、

12月23日「早発途上にて水粥を食し午前八時ケンコイ〔ゲーンコーイ, แก่นกออ〕駅に達す人家五六十停車場は頗る見るべきものあり聞く処によれば他日チャンマイ〔チェンマイ〕鉄道を布設する時は此地より分岐する計画なりと云ふ夫れかあらぬか停車場の規模は首府磐谷よりも宏大に洋人三四名常に爰に住居せり…十二時過タツコン〔タップクワーン〕村に入る人家三四悉く鉄道係員なる土人の住居なり嘗て日本より渡來せし鉄道工夫中此地に於て死亡せしものある由を聞き居たれば其墓所を訪はんものと一農家を叩きたるに其家婦は非常なる信心家と見え懇切丁寧に坊等を見飯を炊き牛肉を焼き玉子を煮る等馳走到らざる処なく坊等は囚らず望外の美食に飽けり而して最(い)と遺憾を極めしは日本人死亡当時の係員不在の爲め終に其埋葬地を知るに由なき一事にて鉄脚〔岩本千綱〕乃ち小斧を借受け路傍の大樹を白し鉛筆を以て左の数文字を記す

南無日本鉄道工夫之靈頓生菩提 日本行脚僧 鉄脚坊 岩本千綱  
三無坊 山本銀介 謹誌

皇曆 明治二十九年十二月二十三日

書し終りて一掬の冷水を供へ数茎の草花を手向け以て同胞の幽魂を天外の異域に祭る  
明治二十八年熊本県下の農夫磐谷に渡航せしもの数人コラット〔コーラート〕鉄道の工夫となりタツコン近傍の工事に出張せしに風土の異なるが爲め端なく病死せしものありて骸を此山中に葬りしこと鉄脚坊帰朝中にて其詳細を知らず<sup>58</sup>

再びランシット運河を航行して西水門に戻り、そこから汽車でバーンバイン離宮に入った(『タイ官報第13巻』430-433頁、1896年11月29日号)。

国王はそのまま同離宮に滞在し、近隣への船遊び、外国使節や官吏との晩餐会、官吏の謁見などに日を過ごした。

12月16日12時半、国王夫妻はお召し列車でバーンバイン駅発、14時半にサラブリーのプリヤ停車場着、河岸に繫留された船をご宿泊所とし夜はサラブリー市内見学、17日は9キロ余離れたプラプッタチャーイ寺に遊び、19日は鉄路上を台車に乗って5キロ余離れた川岸の採砂場を見学した。20日はゲーンコーイまで汽車で行き、それから乗馬して近くの山林中の滝や洞窟を散策した。

22日15時過ぎ、サラブリーのご宿泊所を皇后とともにお召し列車で出発、当時汽車で到達できる最終点(官報にはヒンラップと記す)に17時到着。そこから更に未だレールが敷かれていない路盤の上を徒歩で、大岩まで約480メートル歩いた。この大岩をパー・サデット・パックと命名し、記念に国王と皇后のイニシャルを刻んだ。18時をまわり、再び汽車で出発、19時過ぎにご宿泊所に帰着した(『タイ官報第13巻』466-468頁、1896年12月27日号)。この後国王は数日をプラプッタパートに遊び、12月29日にバンコクに帰還した。

コーラート鉄道の最初の区間、バンコク・アユタヤ間が開業したのは、1897年3月26日である(『タイ官報第14巻』15-21頁)が、開業前であっても、線路が完成している区間では汽車を走らせることがあった。岩本の三国探検実記も12月21日の項に、貨車が運行されていると書いている。国王のお召し列車も、開業前ではあるがレールの敷設が終わっていた最終点まで走ったのである。なお、前述した福島安正大佐も、この工事鉄道に乗って最終点を訪問したはずであるので、岩本等も利用可能であったと思われるが、岩本は利用しなかった。内地通行免状を所持していなかったためであろうか。

<sup>58</sup> 宮崎滔天『三十三年の夢』(国光書房、1902年、97-102頁)の記述からは、1895年10月に宮崎が海外渡航株式会社(広島)の代理人としてタイに率いて来た20名の第2次タイ移民の一部は、宮崎の一時帰国中の1896年初めに、三谷足平の口車に乗せられてコーラート鉄道工夫として就業したが、このうち6名が、マラリアに罹ってバンコクに戻り、宮崎が再来タイした頃(1896年4月)に死亡したと、読むことができる。宮崎は、他の死亡理由や他の時期に死者が出たことには言及していないので、第2次移民中の6名の死者は恰も全てが鉄道工夫として死亡したかの如く読者には理解されるのである。

しかし、海外渡航株式会社が、移民保護法を管轄する外務省に提出した報告書(外務省記録3.8.2/331「帰国者、死亡者名簿」)とバンコクの泰国日本人会納骨堂過去帳の記載とを検討したところ、死亡した6名は死亡時期、死因、死亡地によって、次のA、Bの2集団に分けることができることが判った。A集団は、96年4-5月に風土病(マラリア)で死亡した3名である。3名中、過去帳の職業欄に鉄道工夫と明記されているのは、1896年4月16日に死亡した島田慶太郎(30歳9ヶ月)のみである。職業欄は空欄ながら、同年4月27日に徳永米作(22歳8ヶ月)が風土病で死亡、同年5月5日には山下卯三郎(31歳1ヶ月)が風土病で、シンガポールで死亡している。山下はタイでマラリアに罹り、急遽帰国しようとしたが途中で客死したのであろう。島田、徳永の2人については死亡場所の記載はない。

夫より二僧は家婦に向て親切なる待遇を謝し行李を肩に再び鉄道線上に出たり

磐谷よりケンコイ村に至る地は概ね平坦にして鉄路亦た多くは直線なれどもケンコイよりタックコン村迄は漸く緩なる傾斜をなし所謂爪端（つまさ）き上りにて線路の左右に深林多く又一軒の人家なしタックコンよりは純然たる山中にて鉄道の構造亦た粗悪を極め築道半ば崩壊し甚しき処は枕木左右に傾き軌道著しく凹凸し車輪を遣るに頗る危険を覚ゆ且つ処々に岩石を切り開きて路を通せし処あり」（19-21頁）。

1894年12月6日にチュラーロンコーン王はコーラート鉄道建設の責任者である建設省大臣心得の王弟ピタヤラーブ親王へ次の下問をした。

国王が、「鉄道建設の視察結果はどうだった。建設はどこまで進行したのか」と問うた。ピタヤラーブ親王は、「タッククワーンまでです。しかし、現在労働者の中国人は逃走したり死亡したりする者が多く、毎日1人死んだり、2人死んだりしています。以前は900人の中国人労働者がいましたが、今残る者は300人だけです」と答えた。

---

他方、Bグループは、96年8-9月にバンコクでコレラ、赤痢で死亡した3名である。この3名の死亡場所は、全てバンコクの邦人の居所においてである。この中にも、Aグループの3人と同時期に鉄道工夫として働いた経験がある者も存在するかもしれないが、死亡時期はAグループとは4ヶ月の乖離があり、また、仮に工事現場で発病したとしても、彼らのコレラや赤痢という病名から見て、発病地の工事現場からバンコクに戻る余裕はなかったと考えられる。以上からBグループの3名はバンコクで罹患発病して死亡した蓋然性が極めて高い。

岩本はタッククワーンで死亡した熊本県出身の日本人鉄道工夫数を数名と書いている。岩本等が、タッククワーンで慰霊した、同地で死亡し同地に埋葬された鉄道工夫に当たるのは、多くとも島田慶太郎、徳永米作の二人だけである。1896年8月6日に鉄道局はキャンベルとの建設請負契約を解除している。岩本は「日本人死亡当時の係員不在」で、埋葬地を聞くことができなかったと記しているが、日本人工夫が死亡したのはキャンベルとの契約解除以前のことであり、契約解除によってタッククワーンの係員も交替したのもと思われる。泰国日本人会が1966年3月21日にサラブリー県のゲンコイ（ゲーンコイ）寺に建立した「日本人第一回移民の碑」の碑文に言う「日本人第一回シャム移民山口県人鍛本作造氏外十七名の霊此処ゲンコイに眠る」は事実とは合致していない。

鍛本を含めた18人中、ゲンコイ（より正確にはタッククワーンだが、両者の距離はわずか6キロなので許容範囲であろう）に眠る霊は、多くとも島田慶太郎と徳永米作の2人に過ぎない。この2人以外は、1894年12月に岩本千綱が連れてきた第1次移民の中でブカヌン金鉱山（ナコンラーチャーシーマー県ワンナムキオ郡タムボン・ワンミー、ターワンサイ村）にて死亡した12名程度（碑文にある鍛本作造〔新蔵〕を含む）及びバンコクで罹患して病死した3~4名程度のはずであり、彼ら15~16名はゲンコイとは何の関係もない人たちである。

宮崎滔天は、国民新聞の1897年8月3日号で三谷足平による第2次タイ移民労働者引抜きを激しく糾弾した。要約すると、三谷の妻は醜業婦上がりであり、同じく日本人醜業婦を妻とする「鉄道工事受負人スミソン」と妻同士のつきあいを通じて親しくなり、スミソンから日本人工夫の供給を依頼された。三谷は工夫1人当たり1ヶ月30円という計算でスミソンと契約した。一方、三谷は、集めた工夫との間には、①1日労働時間10時間、②月給15円、③食事は三谷が提供、④2日以上病休した場合、日数に応じて月給から差し引く、⑤病で帰国する場合は帰国旅費を貸与する、という契約をした。しかし、「三谷氏は移民月給をスミソンより受取り、之を懐にして磐谷に帰り去りし事、及スミソンより托せし金員を消費して自家の用に供し去りしこと、此二件によりてスミソンは大に憤激し、三谷氏との契約を解除し、移民をして同氏との関係を絶たしめた」。

スミソンなる人物は、キャンベルが雇った工夫募集担当者だと思われる。宮崎は三谷が労働者1人当たり30円の計算でスミソンと契約したのに、その半分しか日本人工夫に渡さず、「十五円は、氏が取めて以て懐中のものとなすものなり」と三谷が同胞から多額のピンハネをしたかの如く憤慨している。しかし、三谷は、宮崎が挙げた契約内容でも、工夫に対して食事の提供や帰国費用貸与などの義務を負っており、単純な手配師やブローカーではない。三谷は、当時タイの建設土木業で一般的であったタオケー（เต๋อเก๋, 「頭家」の潮州語発音）なのである（NAT นก(า) 16/เต๋อเก๋, pp. 384-387）。タオケー（親方）は雇主と仕事の内容につき契約を結び、雇主から配下労働者の賃金・食費も含む報酬を定期的に受けとる。タオケーは契約履行のために、必要な数の労働者を集め、彼らと共に建設現場に泊まりこんで食事は勿論全般の面倒を見る必要がある。三谷は、自ら集めた労働者を見捨ててスミソンからの報酬を持ち逃げした。タオケーの風上にも置けないことをしたのである。建設土木業のタオケーには自らも職工出身で仕事の内容に通じた人物が就くものようであるが、医師の三谷にはそのような経験はなく、しかも、マラリアに怯えながら工夫たちと最低の住環境の中で寝泊まりを共にしなければならなかったことは、大変な苦痛であったのだろう。

国王の「あと何年くらいかかるのか」という問いには、「あと2年の見込みでしたが、現在中国人が十分に働けないので、[キャンベルとの請負]契約を3年に延期します」と答えた<sup>59</sup>。

前述のように1896年12月22日の御幸の時点で、レールが敷かれていたのは、現在のタップクワーン駅からは6.5キロの地点である。仮にピタヤラブ親王の言うタップクワーンが現在駅のある場所だとしても、94年12月時点から丸2年がかりで、鉄道敷設は最大でもわずかに数キロしか進捗しなかったことになる。

以後、岩本等はレールが敷設されていない、路盤の上を歩くこととなる。

12月23日(続)「タッコ村(仮停車場あり貨車運転の終点地)より東北に進むこと凡そ一時間鉄道線あり右折して小径に入り(軌道の敷設中にて通行を許さず)或は溪水を渡り或は峻坂を上りし鬱葱(うっそう)たる樹林を辿る凡そ二時間ヘンラップ[ヒンラップ, หินลับ]村に出づ鉄道掛洋人の家屋三軒鉄道工夫なる支那人の破れ小家二棟あり二坊はタッコに於て研究の結果今夜は此地に一宿するの心組なりしかば先づ洋人の家を訪ひしに生憎不在にて要領を得ず試に支那人夫の小家に行きて水を乞ひしに其待遇の冷淡なる頗る無礼を極めれば失望の余り寧(いつ)そ露宿と思ひしが此辺には虎豹多く往々人を害することありとの人夫の言に肝を消し進退此に谷(きはま)りしに恰もよし行先なるサータケンヤ(ママ)村に帰るといふ二名の土人に出遇ひしかば天の助と同行を乞ひ珍らしくも同行四人となりて且つ語り且つ行き或は半成の鉄道線に出で或は虎豹の通ふ棘径を辿り薄暮漸くサータケヤン(ママ)に到着せり磐谷より出でてより第四日同行土人の家に投げ始めて雨露を凌ぐを得たるもの前三日は土地平坦にして疲れながら無理の歩行を続けしが此日経過せし処は概ね山路なるが上に屢々溪水を徒渉せしかば二僧とも足に三四の血腫を生じ」(21-22頁)た。

12月24日「厚く主人の施行を謝しタケヤンを発す此辺朱檀黒檀其他坊等が名を知らぬ数多の樹木に富み鉄道枕木の黒檀を以て製せられたるものあるを見たり十時頃サータケヤン村に入る人家三戸ありモクレック[ムアクレック, มวกเหล็ก]を経て午後一時パーソー[パーンソー, ปางโศรก]に達す一破屋あり電信柱伐出の人夫四五名此に住す就て前途の難易を問ふ彼等曰く此よりは深林にあらざれば幽谷にして猛虎の出入常ならず白昼尚人を害することあり貴僧等是より進まんとすれば宜しく此に一泊し明朝旅人の集屯するを俟て旅隊を組で進行するを上策とすと其説く所理あるを以て日尚ほ高きに拘はらず此に一宿することに決したり」(24頁)。

ヒンラップからムアクレックは鉄道で8キロ、ムアクレックからパーンソーまで同じく13キロである。ヒンラップとムアクレックの間にあるサータケヤン村の記述は混乱している。村名も3通りで書かれている上に、12月23日の夜に同村に宿泊し、翌24日朝に同村を発ったと記しながら24日午前10時に再び同村を通過したというのである。ヒンラップからムアクレックの鉄道沿にこれに近い名の村をみつけることができない。サータケヤンは誤植である可能性もある。タッコ(正しくはタップクワーン)、パーソー(正しくはパーンソー)などの例に見るように、岩本の地名表記は大体の発音を記しているに過ぎず、不正確であるが、それに加えて、印刷時の誤植も少なくないと思われる。

25日、人夫が虎害を説いて二人だけでは行くなど止めるのも聞かずパーンソーを出発、深山の

<sup>59</sup> NAT 5.5 30.1/62



狭路で 50 メートル程前方に虎が横たわっているのに出会、後方に逃げる。偶然旅隊に会って隊伍に加わり「正午頃パクチョン [パークチョン, ปากช่อง] 村に到着せり此村土人の家屋三戸鉄道係洋人の家二棟あり坊等は旅隊と袂を分ち幅三十間 [55 メートル程度] 余の谷川を徒渉してコラット府の本街道に出たり」(27 頁)。この夜は別の牛車隊と林中に露宿した。

以下コーラートまでの行程を簡略に書くと、12 月 26 日にチャンツー (チャントック, ฉันทัก) 村を過ぎ、27 日にはライターマー (バーンタップマー, บ้านทับม้า) 村に泊し、28 日はシキュー (シーキュー, สีคิ้ว) 泊。

29 日「前六時林中を出づスンノーン河は幅百間 [180 m] 余にして仮橋あり此候水涸れて徒渉すべし仮橋を渡り九時頃スンノーン [スンノーン, สุนนोन] 村に入る」(30 頁)。

スンノーンの現地に行って調べて見ると、幅 180 メートルの大河は存在しない。精々幅 10 メートルほどのラムタコーン川 (แม่น้ำตะกອງ) が存在するのみである。この川の上流にダムが建設されたため、川幅が幾らかは縮まった可能性はあるが、10 分の 1 以下に縮むことがあるだろうか。寧ろ、岩本の書く百間は誇張に過ぎるものと理解されるべきだろう。30 日ルア (ブントールア, บึงตาว) 村を通過してコーラート市に到着した。

岩本の三国探検実記のタイの部分で、彼が立ち寄ったとして固有名詞を挙げている寺は、次の二つしかない。一つはコーラートのノムアン寺、もう一つは、ノーンカーイのシクモン寺 (シークンムアン, วัดศรีคุณเมือง) である。ノムアン寺については、次のように書かれている。

1897 年 1 月 1 日「左右に茫茫たる水田を眺め坦砥の如き道路を北に向ひ五時頃ワンセン [ワンヒン, วังหิน] 村に着し副知事の告示を出して村長の家に投ず村長名をメイキン [ナイキン] と云ひ能く坊等を待遇せり」(40 頁)。

1 月 2 日「食事終りて此家を辞し積尊の足跡をノムアン [パノムワン, พนมวัน] 寺に覽(み)る寺はワンセン [ワンヒン] を距る里余に在り二村童に導かれて寺門を入れば庭の西隅に一石屋あり広さ凡そ八畳許りを敷くべし此に所謂足跡を安置す踵より趾に五尺一寸 [155 cm] 踵の径二尺七寸 [82 cm] なる足跡を大石に印したるものなり土人が此足跡を信仰する極めて深く香華絶ゆることなく四名の僧ありて之を守る就て其由来を問ふも知るもなく製作の年代及び作者の名を知らず単に積尊の足跡なりと云ふに過ぎず」(40 頁)。

三国探検実記が記す、コーラート市近郊のワンセン村の近くにあつて仏足石で有名なノムアン寺という具体的な情報から、同寺を特定することは極めて容易であると思われたが、実際に調べて見るとこの情報に合致するような寺は存在しなかった。ワンセンという名の村もノムアンという寺も存在しないのである。そこで、コーラート市に近く石屋のような遺跡がある寺で、寺名も近いものを探すと、同市から 17 キロ離れたパノムワン遺跡に行き当たった。しかし、ここに仏足石があるかどうかは実際に行って見るしかない。

現地調査の結果、パノムワン遺跡には岩本が描いているのに近い仏足石 (図 3 参照) が存在し、同寺に隣接する村の名は、ワンヒン村 (บ้านวังหิน หมู่ ๕ ต.บ้านโพธิ์ อ.เมือง จ.นครราชสีมา) であることが判った。これから、三国探検実記で「ノムアン」寺と書かれているものは、正しくは「パノムワン」寺、岩本が宿泊した村の名は、ワンセンではなくワンヒンだと判明した。また、彼を世話した村長名はメ



図3 岩本千綱が1897年1月2日に訪問したパノムワン寺の仏足石（2016年8月筆者撮影）

イキンではなくナイキンのはずである<sup>60</sup>。岩本原稿では「パノムアン」と書かれていたのか、「ノムアン」のままだったのかは判らないが、とにかく印刷では先頭の「パ」は落ちている。また、岩本原稿では「ヒ」であったものを印刷者は「セ」と誤読し、同じく「ナ」だったものを「メ」と誤読したものである。このような誤りは、岩本が三国探検実記の校正、編集を怠った証左である。

### 結び

岩本千綱の三国探検実記は、120年前に出版され、最近では明治の探検物として取り上げられることが多いにも拘わらず、本格的な解説は未だ存在しない。本稿では、三国探検実記に関する、このような空白部分をいくらかでも埋めるため、岩本の探検の背景およびバンコク・コーラート間の実記の記述の質、正確度を中心に検討した。

岩本の探検の背景に関して、大坪治子が提起した、岩本は日本陸軍の軍事探偵であったという説については、あり得ない説であることを、①当時の軍事探偵への旅券下付の慣行、②岩本の旅券申請の記録の存在、③岩本が外務省に援助を求めた事実、④参謀本部の実質上の責任者川上操六中将の訪タイ2週間前にバンコクを発ち、川上と連絡を取らなかったこと、及び川上一行の方も岩本の所在を知らなかったこと、⑤1890年代に日本陸軍は4回に亘ってタイ・仏印に軍事視察員を派遣しており、陸軍中尉時代に不品行で停職処分を受けそのまま退役した岩本に調査を依頼する必要性は低かったことなど、を根拠として説明した。

ついで、僧形で探検した岩本は上座部仏教の出家者と見做すことができるのか否かについて、三国探検実記の記述および帰国後の岩本の仏教関係者への複数の講演内容から、岩本が形式的に出家（比

<sup>60</sup> ナイ（正しくはナーイ）は男性に対するタイ語の敬称

丘もしくは沙弥)した可能性は高いが、それは探検の便宜のためであり、出家者に求められる戒律を守る意思はなかったので上座部仏教の出家者とは言えないことを示した。また、彼のタイ仏教知識も誤解が少なくないことを指摘した。

最後に、三国探検実記のバンコクからコーラートまでの記述に限って、実記としての記述の正確さ、あるいは出版物としての品質（編集、校正等）について検討を加えた。同書の地名表記の多くは正確な発音から相当乖離しており、ある場合には全くの取り違えが存在した。同書は、岩本の帰国後わずか3ヶ月半という短期間に、執筆、刊行されたためか、編集不足により記述内容間に矛盾が存在し、かつ校正の手抜による多数のミスプリントも存在した。同書は、正確さを期すべき「実記」からはほど遠い代物と言う外はない。

### 謝辞

本研究はJSPS科学研究費（研究課題番号：16K02012）の助成を受けた。ここに感謝の意を表します。